

想定される場合には必ず双方の理解を取っておく必要がある。

3) 有益な示唆

我が国では、AIDが行ったようなWID関連プロジェクトの統括的な評価はまだ行われていない。WIDに関する基本方針が1992年に策定されたばかりなので無理もないが、いくつかの農業プロジェクトを選定し、WID配慮がどのように行われてきたか、WID配慮をしなかった場合どのようなマイナスの効果が生じたか、あるいはWID配慮をした結果プロジェクトの目標がより効果的に達成されたか、などの事例研究を行い、我が国の援助の仕組みの中で、あるいは仕組みを越えてどのようにWIDを進めることが可能なのか検討する必要がある。その場合AIDが用いた分析方法を適宜用いることは可能であると考えられる。

AIDの大きな特徴は、プロジェクトの便益が直接対象グループに届くような配慮が重視されていることである。従って、プロジェクトの便益を享受する者 (beneficiaries) とプロジェクトの担い手 (participants) の区別を明確にすることを第一前提としている。しかも女性が単に前者ではなく、後者になることが重要だとしている。農業関連プロジェクトにおいて対象グループというのは、多くの場合、相手国政府の役人ではなく、実際に農業に従事している農民である。普及サービスという場合、その援助対象は農業省の役人ではなく、貧しい農民である。(役人などを対象としたプロジェクトもあるが、それはむしろ機構改善プロジェクト—institution-building—のなかで訓練を中心に行われることが多いのではないだろうか。)

対象グループを明確にすることがプロジェクトの効果を高めるということは上記のプロジェクト事例で明らかである。しかも対象グループのジェンダーを考慮しないとプロジェクトのインプットが無駄になり損失が大きいという教訓は、今後我が国が農業協力プロジェクトを進める上で大いに参考とすべき点であろう。

AIDでは、農業開発と天然資源の保全に対する女性の役割を強化するためのマニュアルを作成し、具体的事例を紹介しながらその手法を提示している。他にも小規模企業育成や基礎教育・職業訓練などの分野別ジェンダー・マニュアル、および中南米諸国を対象とした地域別ジェンダー・マニュアルも作成している。我が国においても、援助を効果的に進めるためには、独自の経験に基づいた農業と女性の援助ガイドライン並びに国別/地域別の農業と女性のガイドラインを作成することなどが急務であろう。

参考文献

1. USAID, June 1985. Blue Print for Development: The Strategic Plan of the Agency for International Development, Washington D.C.

2. USAID, October 1982. A.I.D. Policy Paper: Women in Development, Washington D.C.
3. USAID, 1986. Women in Development: The First Decade 1973-1984, Washington D.C.
4. USAID, April 1987. Women in Development: A.I.D.'s Experience, 1973-1985, Vol.1, Synthesis Paper, A.I.D. Program Evaluation Report NO. 18, Washington D.C.
5. USAID, April 1989. Gender Issues in Agriculture and Natural Resource Management, The Gender Manual Series, Washington D.C.
6. 国際協力事業団「分野別（開発と女性）援助研究会報告書」（1991）。

2. イギリス

1) イギリスの姿勢

(1) 経緯

1985年に「国連婦人の10年」が最終年をむかえ、国際的にWIDが大きく注目されるようになってきたなかで、ODA（海外開発庁）は、1986年に自国のWID政策を概説した「WIDとイギリスの援助プログラム」を出した。

しかし、1987年にイギリスの市民団体「欲求への闘い（War on Want）」は、イギリスのWID政策はまだ不十分なものであるという報告書（The British Aid Programme and Development for Women）を出し、ODAがより積極的にWIDに取り組むよう求めた。

一方、ODA自体もWID政策の充実をはかり、1987年に戦略的な行動計画を作成し、1988年3月から同計画にそった行動を開始した。ODAの年報でも1987年版からWIDの項目を入れ始めた。

1989年にODAは、イギリスのWID政策と実施状況をまとめた「女性、開発とイギリスの援助プログラム（Women, Development and The British Aid Programme : A Progress Report）」を出し、1991年には同じ題名の最新版を出した。もっとも、これらはイギリスのWID政策に関する海外向けの宣伝パンフレットであり、肯定的側面しか示されていない。

(2) 政策

1991年6月には、英連邦事務局の構造調整と女性に関する会議に対してイギリスのWID政策をまとめたものが提出されている。それによると、ODAのWIDに対する政策的な考えは次のようなものであった。

- 開発援助の性差の問題はODAの全活動に関わるものである。なぜならば、貧困者の救済がODAの主目的であり、世界の貧困者の大半が女性だからである。我々は、それゆえ、経済的・社会的開発への女性の貢献の正しい認識が全援助活動に統合されるべきであると信じている。
- 我々は、そのことが女性を支援するのに有効な方法だと考えている。スタッフの訓練、実施中の援助のモニタリング、政策指導原理の発行を通して、我々は、全てのプロジェクトとプログラムが性差の問題を取り入れる結果になることを目指している。我々は、女性に対する政策が他のものからの影響を全く考慮せずに形成できるものであるとは信じていない。我々の援助が持続可能であるためには、それぞれの特殊な背景のなかでの女性の状況と状態を正確に把握することが必要なのである。これは同時に男性の役割を考慮するのが必要であることも意味している。

- 我々は女性の多様な役割を認めている。女性は母親であり、子供の養育者であり、主婦である。女性は生産的役割も持っている。農村社会では、女性は食糧の栽培者であり、都市社会では、賃金労働者である。ある場合には、女性は、水、燃料、健康、教育のような社会的サービスの利用を組織する共同体の運営者である。そして、ある場合には、女性は、燃料や住宅用の素材の収集を実行している環境の保護者である。女性の役割はその社会によって異なっている。我々は我々の援助を効果的に女性に提供するためにそれぞれの社会における女性の役割を理解しなければならない。
- 非常に多くの場合、女性への援助は効果的とはいいがたかった。なぜならば、プロジェクトが女性に相談することなしに企画されてきたからである。我々は、これを克服し、我々の援助活動や、女性の生活に関わる援助の発掘調査の双方の意思決定へ女性の参加を増やしていく必要がある。

(3) 戦略

英連邦事務局の会議に出された文書によれば、上記のような政策を実行する戦略としては次のものが考えられている。これらは、他のODA発行のパンフレットで示されている戦略とほとんど同じものである。

- 我々は、どの位効果的に我々の政策が実行されているのかを測定するために毎年我々の活動をモニターする。そうすることで、我々は、どの位多くの女性が海外及び国内の訓練プログラムに参加しているかを把握し、OECDのDACによるプロジェクト評価基準を用いることによって、我々は、WID専門の (specific) プロジェクト、WIDに関連した (relevant) プロジェクト、WIDを組み込んだ (integrated) プロジェクトの数を測定することができる。これらの評価活動を実施することによって、我々はどの位我々の政策がスタッフに理解されてきたかを知ることができ、もし評価結果に示されるならば修正策を行うこともできる。
- 我々は我々のスタッフをWIDに関して訓練する。1988年以後、ODAは母国及び海外の双方で全レベルのスタッフに性差の問題の訓練を行ってきた。この訓練をODAに関連した仕事を実行している人々に対しても行うように拡大する。
- 我々は社会開発アドバイザー (SDA) をODAに置く。現在、我々は、ロンドンの本部に4人のSDAと1人の副SDAを置いている。海外には開発部付けの2人のSDAがおり、1人は常勤で、1人は臨時職員である。SDAの役割は、我々の政策が我々の活動に組み込まれるのを確実にすることと、どうすれば最善の方法で我々がこれを実行できるかを勧告することである。SDAは、これらの問題に関する議論の枠組みに関する情報を知らせ、ODA内の世論作りに貢献している。我々の訓練活動に加えて、我々は、これが性差の問題への関心を増大させる結果になることを期待している。
- 我々は受入れ国政府と政策対話を実行する。我々は、我々の全努力が、我々の相手国に、援助に関して、そして、貧困問題を解決したいという相手国の希望の実現に関して、我々の政策が正しいものであることを納得させる我々の能力にかかっていることを理解

している。我々は、現在、性差の問題の専門家である長期的政策アドバイザーをモザンビーク政府に派遣している。

- 我々は海外の援助国調整委員会で重要な役割を演じる。現在、ODAはDAC女性問題専門家グループの議長国になっている。また、我々は、世界銀行の上級SDAの地位も勤めている。
- 我々はプロジェクトを向上させるのに役立つ研究や実態把握に資金を提供する。現在、ODAは、NGOの性差の問題に対する意識を向上させるために女性組織国民協会によって実行されているプロジェクトに資金を提供している。
- 我々がプロジェクトやプログラムに組み込むのが適切だと考えるものを我々の全ての活動において実現していくために、我々は、女性の識字能力のような特殊面に焦点を当てる。つまり、別に識字率を改善することを目的としているわけではないプロジェクトやプログラムでも女性の識字教育を組み込むのが適切だと考えられる場合には、それを行っていく。
- 我々は、マラウイのSDAプロジェクトのような性差の問題に焦点を当てているWID専門のプロジェクトに資金を提供していく。

2) イギリスのWID援助の実例

1991年のパンフレットからODAのWID援助の実例を見てみよう。ODAはそれを女性の教育機会の改善、プロジェクト・サイクルへの組み込み（女性のニーズに基づいた企画）、構造調整下での女性への支援、食糧生産、環境、健康・給水及び衛生、雇用及び所得創出、NGO活動への支援に分類している。それらのなかから、農村の女性に関わるものを選び出すと次のようなものがある。

(1) インド・イギリス化学飼料教育プロジェクト

東インドで貧しい農家の女性を対象に、文盲の女性に近代的農法を普及させる手段として、女性グループへの識字教育を、化学肥料に関する農業普及事業と組み合わせて行っている。

(2) ガーナPAMSCAD

PAMSCADとは、「構造調整の社会的コストを軽減するための行動プログラム」のイニシャルをとったものである。これは、ガーナでの構造調整政策推進でしわよせを与えられている貧困層を救済しようとするもので、女性に対する識字教育、給水、衛生、女性に対する魚の燻製作りや織物のような手工業指導を組み合わせで行っている。

(3) イエメンアラブ共和国中央高原農村開発プロジェクト

果樹栽培の奨励、高収穫な小麦の導入、牛のリン不足を解消するための栄養補給、鶏の

飼料内容の指導等の近代的農法の導入プロジェクトに平行して、農村の女性を集めて栄養改善、野菜料理の奨励、調理法改善の指導を行っている。

(4) エジプト中央農業協同組合

農協組合員に対する農協活動に対する指導と平行して、農村の婦人クラブを通して農家の女性に家政学の指導を行っている。

(5) ネパールKosi Hills農村開発プログラム

1986年から農業研究所は1名の女性普及員と7名の女性のモチヴェーターを用いて女性向けの普及活動を行っている。農業訓練学校は女性の農業普及員を増やすことに取り組んでいる。

(6) スーダンQal en Nahal入植プロジェクト

女性が世帯主の農家や土地無し農民から順に主要作物の耕作に使用する土地が与えられていき、更に、女性には菜園作りが指導される。

(7) インドNarnataka社会林業プロジェクト

薪、ちょっとした材木、家畜飼料、農村工芸用の竹の獲得を目的として、森林の再生を計画し農村での苗木栽培や植林に女性の参加を求めた。現在、参加者の15%が女性であり、更にその割合を拡大していく予定である。1987年に、政府は、女性を対象に参加者の30%に対して共同体の土地の保有権を与えると述べており、それによって貧しい女性が恩恵を受けると見られている。

3) イギリスの経験からの示唆

イギリスの経験から我が国が学ぶものとしては次のようなものが考えられる。

(1) 包括的なアプローチ

インド・イギリス化学肥料教育プロジェクトで近代的農法の普及に女性グループへの識字教育を組み合わせたように、ODAは1つのプロジェクトのなかに女性向けの活動を組入れるようにしている。また、ガーナPAMSCADのように、女性に対する幾つかの活動を同時に行うこともしている。

これらのように包括的なアプローチを実行した方が、単一の活動だけを推進した場合よりも、女性の組織活動を活発化させ、全体的な効果が高まると考えられる。

(2) イスラム圏での活動

イエメンアラブ共和国中央高原農村開発プロジェクトや、エジプト中央農業共同組合プ

プロジェクトでは、プロジェクト活動に直接に女性を参加させるのではなく、栄養改善指導や家政学の指導のように、対象地域の女性に対してプロジェクトに補完的な領域の指導を中心に行っている。

イスラム圏の場合、他の地域より男女の活動領域の相違が大きい傾向があるため、直接に男性と一緒にプロジェクト活動に参加させるより、女性の普及員を通して別に活動を組織したほうが女性が参加しやすくなると予想される。

3) 女性グループ

イギリスはWID援助を行う際に必ず女性グループを用いている。既存のものがあれば協力をおおぎ、ない場合はその組織作りから始めている。

農村の社会的活動は今までは主に男性に占められてきたため、農家の女性は家の外で社会的活動に参加した経験が乏しい。従って、女性が参加しやすくなる体制作りが、求められる。女性グループの組織作りはそのための重要な第1歩である。

参考文献

1. War on Want, The British Aid Programme and Development for Women (London; Blackrose Presss, Feb. 1987).
2. ODA, Women : Development and the British Aid Programme : a Progress Report (London; ODA, 1989).
3. Freign & Commonwealth Office, Women in Britain (FCO Publication Series No.63 Jan. 1991).
4. ODA, Notes on Wid Policy for the Meeting the Commonwealth Secretariat on Structural Adjustment and Women (June 1991).

3. ドイツ

1) ドイツの姿勢

(1) 政策的経緯

現在のドイツの援助政策は、旧西ドイツ政府が1986年3月に発表した「開発政策に関する基礎的ガイドライン」に基づいて実行されている。そこでは、食糧安全保証、環境保護、エネルギー供給改善、教育、人口抑制を重点分野とし、全ての援助分野の計画・実施に際しては女性問題に特別の配慮を払うべきだとしている。ドイツ統一は、東ドイツが解体され、西ドイツに組み込まれる形となったため、統一後は、旧西ドイツの援助政策がそのまま全ドイツの政策として続行されている。

援助政策決定機関であるBMZ（経済協力省）と技術協力の実施機関であるGTZ（技術協力事業団）は、70年代に国際協力分野で2つの重要な考え方が、それ以前の経験の反省から生まれたと考えている。その1つは総合農村開発であり、1つはWIDである。

前者は、開発途上国の農村地域で見出だされる絶対的貧困は単純な単一部門のアプローチでは除去できないとするものであり、後者は女性の開発過程への統合が社会的経済的進歩の本質的前提条件であるという考えである。この両者は、開発途上国の貧困者の多くが農村に住み、しかもその大半が女性であるということから、同じ目的と原理に基づくものと見られている。

しかし、先に取り組まれたのは総合農村開発であり、それに関しては、1984年に『地域農村開発—指導原理—』が出されている。WIDに関する実質的取り組みは、1986年に17の農村開発プロジェクトに対してBMZとGTZが共同で行った女性へのインパクト調査から始まる。それに加えて、主要な2国間援助（OECD諸国）や多国間援助（FAO、ILO、IFAD、世界銀行）の分析も行い、それらの調査結果を基にGTZはDSE（国際開発基金）と協力して検討会を実施し、基本的概念と実践的活動の双方を改善するための提案をまとめていった。それらの結果として、1991年にBMZとGTZによって出されたのが『女性と開発—指導原理—』である。

これは、BMZが1988年3月に発表した「開発途上国の女性への援助の考え方」に基づきながら、WIDを総合農村開発と組み合わせ実行していこうというものである。

(2) 政策目的

「開発途上国の女性への援助の考え方（Concept on the Promotion of Women in Developing Countries）」で、BMZは開発途上国の女性への援助をドイツ開発協力の重要領域であるとして、WID政策の目的を次のように述べている。

開発途上国の女性への援助は、男女の平等と自発的決定を基礎として、彼女達の国の経済的社会的開発で、女性が重要な役割を演じることと、それから女性が恩恵を得ることを

目的としている。

この目的は次のような特別課題を生み出す。

- 女性の利益が、全てのプロジェクトとプログラムの立案と実行の1部とならなければならない（統合と参加）。
- プロジェクトによる女性への悪影響は除去されなければならない。
- 女性への差別は、特別な援助策によって一步一步除去されていかなければならない（補償）。これは、女性が主に労働負担を担っている分野（例えば、農業、給水、エネルギー供給）、又は、特に女性が供給不足によって被害を受ける分野（例えば、健康、住居、栄養、教育、職業訓練）において特に重要である。

これらの目的は女性が社会の隅に押しやられること（乞食、娼婦）を止めさせ、人間としての尊厳を持つ生活に導くことを可能にすることを意図している。

（3）戦略

「開発途上国の女性への援助の考え方」のなかで、BMZは、分野別の戦略を示している。それは、農業と農村開発、家事と栄養、健康と家族計画、手工業とインフォーマル部門、給水と衛生、エネルギー供給、教育と訓練、自助グループと協同組合の8分野である。それぞれの分野での戦略は次のようなものであった。

（i）農業と農村開発

- 女性が土地への権利を持つ。それゆえ、土地開発や農地改革プロジェクトにおいては、もし可能ならば、女性は土地の使用や所有に関して男性と同じ権利を持つことが保証されなければならない。
- 新しく導入される技術は女性が利用可能なものとする。もし必要ならば、新技術は女性が働く圃場に応用されなければならないし、女性とともに試験されなければならない。その過程で、女性が、これらの新技術によって伝統的所得創出活動を奪われてはならない。
- 女性が貯蓄及び貸付けサービスを得られるようにする。そして、需要に応じる貸付け政策が確立されるようにする。
- 女性が普及・訓練を得られるようにする。普及・訓練は自給農業に結び付けられなければならない。特殊な状況（自由時間に実施、男女別に実施）が考慮されねばならない。女性の普及員がより多く雇用されるべきである。
- 女性が生産及び販売組織に参加できるようにする。

（ii）家事と栄養

- 圃場での耕作、食糧加工、家庭必需品や消費財の生産に関する技術の開発と広範な応用。
- 水汲みや薪集めのための輸送手段の開発と分配（荷車、二輪手押し車等）。

- エネルギーを節約するかまどの開発と広範な使用。
- 井戸又は水汲み場の整備。

(iii) 健康と家族計画

- 健康サービスの一般的普及と改善に加えて、特に女性に対する予防的健康管理（母子に対する予防措置）が提供されるべきである。
- 女性は上層レベルの健康サービスの計画立案と運営でも役割を担っていくべきである。女性は全レベルでより基本的で先進的な訓練が提供されるべきである。
- 性差に基づく厳格な宗教的戒律がある開発途上国では、健康サービスの女性スタッフが、十分な能力を持てるように訓練される必要がある。
- 有効であることが証明されている伝統的予防手段は、近代的な医療体制に統合されるべきである。また、それは女性の知識と責任を利用していくべきである。

(iv) 手工芸とインフォーマル部門

- 生産技術及び単純な経営の基本的及び先進的訓練。
- 融資の獲得。
- 協同組合及び類似の支援組織（販売、調達、貸付け等）。
- 法的助言。

(v) 給水と衛生

- プロジェクトで設置される施設（例えば、手動ポンプの井戸、水道、便所等）は、上下水システムが容易に利用できるように現地に適合させられるべきである。
- 近代化の方策は、主要な受入れグループが、つまり、女性が、費用から見て金融的に、使うための作業から見て物理的に、利用する設備から見て技術的に、余計な負担を掛けられないように、受益者とともに計画されるべきである。
- 伝統に根付いている社会構造と女性との伝統的情報伝達手段へのインパクトに注意が払われねばならない。
- 女性も新しく供給された設備の取扱いを訓練されるべきであり、男性も衛生について指導されるべきである。

(vi) エネルギー供給

- 再生可能なエネルギー源と同様に伝統的エネルギー源の利用は、経済的に有利で、技術的に完全に開発されており、社会的環境に適合させられており、運営可能なものでなければならない。
- 既存のエネルギー源は節約して使われなければならない。新しいエネルギー技術（例えば、エネルギー節約型のかまど）は所得及び生活条件の改善に貢献しなければならないし、女性の仕事を軽減するものでなければならない。

- 森林再生プロジェクトと注意深く管理された森林の利用（薪、食物、飼料、薬草等）において、女性の利益が考慮されねばならない。

（vii）教育と訓練

- 少女や女性が初等教育を受けることを保証する。小学校への就学が不可能な場合又は不可能だった場合は、それぞれの生活条件及び労働条件に応じた実践的な基本的教育及び訓練が提供されるべきである。都市のインフォーマル部門の所得創出や農村地域の自給生産に特別の配慮が払われるべきである。
- 特にもし女性が伝統的分業（例えば、食糧加工、給水）で施設に責任を持っている場合、近代的技術及び技能（例えば、製粉やポンプの管理）を学ぶ機会を女性に与える。
- 女性に、女性の仕事や所得の機会を改善する質のたかい職業訓練を提供する。
- あらゆるタイプのあらゆるレベルの教育及び訓練方法が女性のために特に配慮されることを保証する。もし必要なら、利用可能な場所（例えば、農業試験場や医療設備）が一定の割合で女性のために解放されるべきである。

（viii）自助グループと協同組合

- 自助組織の加盟権及び指導的地位が女性にも解放されるべきである。
- 女性がこれらの組織（訓練、貸付け、普及等）によって提供される支援策を利用できるようにする。

2) ドイツの経験からの教訓

BMZの年報には1984年から女性への援助の項目が置かれており、そこには援助例の名前も掲載されているが、具体的な内容は何も示されていない。ドイツの場合、そのWID援助の特色は、直接に女性を対象にした援助ではなく、総合農村開発にWIDを組込んだ援助にあると考えられる。例えば、筆者が見学したジンバブエの農業農村開発プログラムでは、通常総合農村開発の他に、女性向けの菜園作りの指導、共用のミシンを使った子供の服作り、井戸掘り、便所建設、衛生指導等が行われていた。しかし、残念ながら資料不足のため、ドイツに関しては詳しいWID援助の実例紹介はここでは困難である。そこで、実例を抜きにして政策及び戦略から、我が国が学べることを検討してみると次のようなものとなる。

（1）総合農村開発

過去の援助で見落とされていた農村の貧困層及び女性を対象をしぼって総合農村開発を行うことは正しい選択と見られる。ターゲット・グループに必要と思われる援助ならば、農業以外にも様々なものを組み合わせていくべきである。相互に補完しあって、単一的プロジェクトより大きな効果を上げると思われる。

(2) 分野別戦略

総合的アプローチを前提に考えると、ドイツのように分野別戦略を立てておいて、そのなかから利用できるものを組み合わせていく方法が便利である。

(3) ターゲット・グループのニーズ

事前に各分野での戦略を立てるドイツの援助がどれだけ成功するかは、どれだけターゲット・グループのニーズに合わせて戦略を選んでいくかにかかっている。今後、我が国が仮にドイツの方式を採用するなら、やはりターゲット・グループのニーズが大きな課題になってくると予想される。

参考文献

1. Federal Ministry for Economic Cooperation, Concept on the Promotion of Women in Developing Countries (Bonn; BMZ. May 1988).
2. Regina M. Schneider und Winfried Schneider. Women and Rural Development : Guiding Principles (Eschborn; GTZ. 1991).
3. GTZ, Frauenforderung und Pflanzproduktion : Gewußt wie? (Eschborn; GTZ. 1991).
4. BMZ, „Entwicklungs-Politik : Jahresbericht (BMZ. 1984-1990).

4. カナダ

1) カナダのWIDに対する姿勢

(1) 政策的裏付け

1977年にCIDA（カナダ国際開発庁）は、国際協力のプロジェクト及びプログラムの参加者及び受益者として開発途上国の女性を取り込む政策に乗り出した。7年間の準備期間の後にCIDAが作成した政策枠組みとWID実行戦略が、1984年11月に大統領委員会で承認された。

政策枠組みは、カナダのWID政策に関して論理的に構成された4段階の目的を示したものである。つまり、最終目的は何か（WID目標）、最終目標達成のために必要なことは何か（WID目的）、そのことの達成に必要とされる成果は何か（WID政策目的）、その成果を生み出すのに必要な行動は何か（WID実行目的）を提示した。

大統領委員会で同時に承認されたWID実行戦略は、政策枠組みで示されたWID実行目的をより詳しく説明したものだ。それをCIDAの5年間（1986～91年）の行動計画として練り直したものが、1986年に議会上に上程され承認を受けている。従って、政策枠組みにおけるWID実行目的は実行戦略（行動計画）と同じものである。

また、カナダ政府は、1987年にその後の10年間に対する援助戦略（Sharing Our Future）を発表し、そのなかで4基本原則と6優先課題¹⁾を明らかにしたが、WIDも優先課題の1つに入れられている。

(2) 政策枠組み

政策枠組みで示された4段階の目的を概説すると次のようなものであった。

(i) WID目標

開発は可能な限り女性にプラスのインパクトを与え、女性が開発にプラスのインパクトを与えることができるようにする。全ての開発援助が、開発過程の実行者及び受益者としての女性の潜在力を完全に導き出すようにする。

(ii) WID目的

第三世界の女性が開発過程の実行者及び受益者の双方として組み込まれるような方法を

¹⁾ 4基本原則とは、1. 貧困な国・人々への協力、2. 自助努力の支援、3. 開発優先順位設定と外交政策目標との整合化、4. カナダと第三世界の国民間の友好であり、6優先課題とは、1. 貧困克服、2. 構造調整、3. 開発援助への女性の参加拡大（WID）、4. 環境的に健全な開発、5. 食糧自給、6. エネルギー自給能力向上である。

実行する。その方法は開発途上国の女性の役割、責任、ニーズに従って決められ、女性の技能、教育、所得創出機会の獲得を支援することに向けられる。

(iii) WID政策目的

- 開発への参加と現状改善を支援することによって第三世界の女性の開発目的に応じる。
- 開発途上国の女性の既存の役割と潜在的役割について理解を深める。
- 開発の企画、実行、評価への開発途上国の女性の参加を拡大させる。
- ターゲット・グループ内の男女比率に応じて男女をプロジェクトに参加させる。
- 男女間の経済格差の縮小策を取るよう受入れ国と協議する。
- 開発途上国の女性の家事や食糧生産での労働負担や時間を緩和する手段とともに、女性の所得創出及び所得保持を支援する戦略に強調を置く。
- 文化的事情によって特殊な配慮が要求されたり、複合的なプログラムが必要な場合には、総合開発に女性のプログラムを結び付ける。

(iv) WID実行目的（行動計画）

- 計画立案及び運営に女性を統合するメカニズムを開発し、測定や報告が可能な方法でWID政策を実行する。
- 国別プログラム、プロジェクト設計、実施計画、部門政策及び指導原理において開発途上国の女性についての明示的計画を立てる。
- 訓練プログラム及び奨学金プログラムへの女性の参加を増大させる戦略をたてる。
- CIDAの目標達成に役立つようなCIDAスタッフに対する訓練プログラムを作る。
- 開発プログラム・プロジェクトにおける無意識の差別を除去するため、性別データの収集方法と、国別プログラム・プロジェクトを立案するためのデータベースを確立する。
- CIDAのコンサルタントに対してWID問題で必要な調査事項等を明示する。
- 多国間援助組織によって統合的で効果的なWIDへのアプローチが行われるようにする。
- 開発途上国の女性がNGOの活動に参加し恩恵をうけるよう、NGOとも協力する。
- CIDAのWID戦略をカナダ国民や開発途上国の女性に知らせる。

(3) 方法

CIDAは1989年にWIDに関して分野別の方針（Women in development : A sectoral perspective）を公表している。同書は序文の後、農業、教育と訓練、エネルギー、漁業、林業、健康・人口・栄養、住宅、輸送、給水・衛生、中小事業の10分野をあげている。

例えば、「女性と農業」では、農業分野での女性の現状を示した後、プロジェクトへ女性を参加させるための戦略が11項目に関してチェックリスト形式で示されている。ここで、それを簡単に紹介する。

(i) 対象把握のためのチェック

- 農業生産の各局面での女性の役割。
- 階層別の女性の役割と、そのことの家族・共同体への関係。
- 女性の労働状態（農業労働者か自給農民か）。
- 農作業において女性が直面している問題。
- 土地所有や土地利用、又は食糧や所得の獲得において女性が直面している問題。
- 農業開発プロジェクトへの女性の参加にとっての法的、経済的、社会文化的障害。
- 農業に関して女性を支援する国家政策の有無。
- 女性の財産権の法的改善策の有無。

(ii) データ収集に関するチェック

- 農業における女性の役割・貢献に関するデータの体系的整理の有無。
- 特定基準（性差、階層、労働状況）に関するデータ収集・加工の技術の有無。
- データ収集・編集・加工の技術を持つ女性の存在。
- データ収集に関する現地政府組織の協力の有無。
- 現地の共同体にデータを伝えるメカニズムの有無。

(iii) プロジェクト形成に関するチェック

- 農業プロジェクト形成への農村女性の意見の反映。
- 女性の経済状況に影響を与える方法。
- 女性の農作業時間を拡大しないか。
- プロジェクトの位置が交通手段を持たない女性にとって遠すぎないか。
- 換金作物を導入する場合、それが女性の食糧作物生産と両立可能か。
- 品種変更による女性の伝統的市場への影響。
- 女性の関係する食糧加工・貯蔵施設へのプロジェクトの影響。

(iv) 技術の選択に関するチェック

- 新技術導入の女性への影響。
- どの程度まで女性が新技術を利用できるか。

(v) 金融制度に関するチェック

- 農業部門での女性の参加拡大に必要な融資制度の有無。
- 女性に対する現行の金融制度の条件。
- 女性への融資を促進する付帯条件の有無。
- 女性の伝統的な貯蓄・借金の方法。
- 資金配分・運営・返済の条件設定への女性の参加の有無。
- 女性に渡る予算の割合。

(vi) 情報に関するチェック

- 女性が農業情報を獲得する経路の有無。
- 女性に対してどんな情報網が作られるべきか。
- 女性が農業訓練参加機会や農業資機材獲得の情報を得られるか。
- 情報伝達への現地女性グループの関与の有無。

(vii) 訓練に関するチェック

- 女性は農業生産・販売・加工に関して訓練を受けるか。
- 女性は農業生産・販売に関して情報を受けれるか。
- 女性は農業機材の運転・補修に関して訓練を受けれるか。
- 女性は特殊技術・設備や部品の供給に関して情報を受けれるか。
- 女性は法的問題に関する指導を受けれるか。
- 女性は販売許可や農業機材の運転免許を獲得できるか。
- 女性は資金運用に関して訓練を受けれるか。
- 女性だけを集めて訓練すべきか。
- 女性の参加可能な時間や場所で訓練が行われるか。
- 現地に女性に対する訓練の専門家がいるか。
- 現地に訓練プログラムを指導できる女性がいるか。
- 現地における農業部門の訓練方法・手段の有無。
- 訓練活動用の特別予算の有無。

(viii) プロジェクト実施に関するチェック

- インフラ工事への共同体及び女性の参加の有無。
- プロジェクトの参加者及び受益者として何人の女性を組み入れられるか。
- プロジェクトの実施機関内で働く現地女性の存在。
- 男女平等の賃金支払いの有無。

(ix) 作業上のチェック

- 生産工程での女性の役割は何か。
- 生産への女性の関与の仕方。
- 男女平等な組織的メカニズムの有無。
- 設備の維持管理への女性の関与の仕方。

(x) プロジェクト管理に関するチェック

- プロジェクト管理に女性を参加させる方法の有無。
- 女性への恩恵を保証する方法の有無。
- 財源の管理への女性の参加の有無。

○ 女性が自分の賃金を自分で受け入れることを保証する方法の有無。

(xi) フォローアップ及び評価に関するチェック

- 女性の参加を支援するフォローアップ・メカニズムの有無。
- フォローアップ活動における女性の役割は何か。
- 農業生産過程やプロジェクト・サイクルへの女性の参加率を測定する指標は何か。
- プロジェクトにおける農業資機材・技術・資金の女性による獲得を何で測定するか。
- プロジェクトの女性へのインパクトを評価する方法。
- プロジェクトの評価への女性の参加の有無。

2) カナダのWID援助の実例

(1) 植林プロジェクト

インドの急激な人口成長は土地の利用面積を拡大させ、それが森林伐採を引き起こし、環境破壊に結果してきた。森林の縮小は薪集めや飼料集めを困難にした。農家のなかで薪集めと飼料集めを担当してきた女性に、以前より長い距離を歩いて集めて来なければならなくさせ、労働負担を増大させてきた。

1984年に、CIDAはインド人の自助組織であるHOPE国際開発機関と協定を結んで、Andhra Pradesh州で植林プロジェクトを開始した。開始後、更に対象地域のNGO、女性団体にも協力を呼び掛け、対象地域住民のプロジェクトへの参加を活性化させた。

このプロジェクトは、州の森林再生計画と、対象地域にある120の農村に住む人々の薪や飼料に対するニーズを組合わせたものであった。

プロジェクトを通して、村民は、普及員から、薪や飼料を入手するために植林をすることの重要性を説明され、苗木の育て方を指導され、そして共同体の植林地や自宅に植える苗木を提供される。共同体の植林地で苗木を育てる仕事に農村の女性が参加した場合は、賃金が支払われる。

フェーズⅠ（3年間）の後引き続きフェーズⅡ（5年間）が開始され、CIDAは\$600万の予算の内\$500万を負担し、技術訓練・指導のために2人の専門家を派遣している。

プロジェクトによって、森林保護の意義が教育され、女性の薪集めや飼料集めの時間も節約され、共同体の植林作業に参加した女性には所得が提供された。

(2) 国際協力関係者に対するワークショップ

CIDAは、カリブ海諸国共同体地域女性事務局や各国政府機関や民間機関と協力して、国家開発への女性の社会的経済的貢献に関するワークショップを開催してきた。

このワークショップの目標は、女性問題を担当する上級行政官の訓練と、WIDに関する政府組織と民間組織の協力関係の確立の2つであった。

CIDAは、カリブ海及びラテンアメリカで、年に3~4のワークショップを開催してきて

おり、1988年には3ワークショップを開催し、1989年には4ワークショップの開催が計画された。

ワークショップは参加者のWIDへの理解を高め、WID関係の開発プログラム実施の重要性と、それへの協力的態度を生み出すのに役立っている。

(3) 国際機関の活動への支援

アフリカでは農業労働の60～80%を女性が占めている。しかし、女性の社会的政治的力は制限されており、農業技術・訓練・資金を獲得する機会も限られている。

この状況を改善するためにUNIFEMは「女性と適正食糧栽培技術(WAFT)プロジェクト」を開始している。WAFTは、費用のかからない技術の指導によって女性の食糧生産を増大させ食糧を自給させようというものである。1988年末の段階で、アフリカ9カ国で14プロジェクトを行っており、更に6プロジェクトを計画していた。

CIDAはWAFTの考えを支持し、1987～89年にWAFTに\$200万を提供した。

3) カナダの経験からの示唆

カナダの経験から我が国が学ぶものとしては次のようなものが考えられる。

(1) WIDに関するワークショップ

カナダはカリブ海及びラテンアメリカ地域でWIDに関するワークショップを行っている。それは、あくまでWID一般に関するもので、特定プロジェクトに直結させられるものではないが、現地側関係者の理解を深めさせるのに役立っている。

しかし、WID一般に関するものではなく、特定プロジェクトを想定してワークショップを行ったほうが、より効果的ではないだろうか。WID関係の援助を行う際、受入れ国側の理解が不可欠である。我が国がWID関係の援助を行おうとする際、そのプロジェクトに関係することになる現地の人々を対象にワークショップを行ったなら、その後のプロジェクトに対する現地側関係者の対応もより積極的になるのではなかろうか。

(2) 現地の組織との協力

カナダがインドで植林プロジェクトを行う際に、現地の政府組織と協力するだけでなく、既存の現地のNGOや女性団体に協力を呼び掛けた。

女性を対象とした技術普及を行う場合、男性を対象に組織されている既存の普及組織の経路だけでは十分な参加者を確保できない可能性もある。また、プロジェクトの実行組織をプロジェクトで形成した場合、プロジェクト終了後に我が国が引き上げた後、その組織が解体し活動が持続しなくなる可能性もある。

現地の女性が自主的に組織している既存の組織にプロジェクトに協力してもらったほうが、女性の参加を得やすく、持続性も生じやすくなる。

(3) カナダの改善策

CIDAは、1989年11月に、行動計画にそって活動した3年間について簡単な報告書(Women : A Vital Force in Development)を公表しているが、その中で、以下のよう
に、計画立案に関する5つの教訓と、実践に関する3つの教訓を示している。その幾つか
は我が国にも参考になるものである。

(i) 計画立案に関する教訓

- 効果的な二国間援助に対する資金提供を拡大する。
- CIDAのカナダ国内の協力者、特にコンサルタントはWIDの重要性をもっと理解する必要がある。
- プロジェクト設計に対して女性の参加を促進するだけでなく、計画、契約、調査・評価でも女性の参加を促進させなければならない。
- 様々な分野で男女がどんな役割を演じているかを計画立案者が理解できるようにWIDに関する基礎研究を充実させなければならない。
- 女性の社会経済的状況を改善する単一の方法というのは存在しない。CIDAは色々な角度からWID問題に取り組み続けなければならない。

(ii) 実践に関する教訓

- UNIFEMの広報官は「あるタイプの活動に女性が関与していないのは、何らかの強い社会文化的信念に基づいているからというよりも、経験や習慣がないためである。だから、デモンストレーション・プロジェクトが全く新しい傾向を作り出すかもしれない。」と言っている。成功する可能性がある以上、実験的試みも十分取り組んでみる価値がある。
- 女性に対する訓練への障害は克服可能である。開発途上国政府との対話は、開発途上国政府がプロジェクトでの女性の訓練に理解があることを明らかにしてきた。
- WID政策を成功させるには、現地側への気遣いと、援助国側の忍耐が必要であり、現地の状況に合わせることで、絶対的尺度ではなく相対的尺度で開発における女性の状況の改善を暖かく見ていくことが必要である。

参考文献

1. CIDA, Women in Forestry : Case Study of the Andhra Pradesh Social Forestry Project - India(Quebec;CIDA, June 1990).
2. Coady International Institute for Social and Human Resources Division, A Handbook for Social/Gender Analysis(19--).
3. Development(Special Issue for Women)(Spring 1987).
4. Population Briefing Paper(Country Ranking of the Status of Women : Poor,

- Powerless and Pregnant)(NO.20,June 1988).
5. CIDA, Women in Development : A Sectoral Perspective(Quebec;CIDA;1989).
 6. CIDA, Women : A Vital Force in Development : Report on CIDA's Progress Implementing it's Women in Development Action Plan(Quebec;CIDA,Nov. 1989).
 7. CIDA,Moving into the Mainstream: Women in Development in Asia (Quebec;CIDA, 1987).
 8. CODA, Women and the Project Cycle : A Workbook(Quebec;CIDA,19--).
 9. Irish Commission for Justice and Peace,Chapter 3 : Women in Developing Countries(from, A Wealth of Women)(19--).
 10. CIDA, Women in Development : "What we can't do alone, we can do together " (Quebec;CIDA,Mar. 1991).
 11. CIDA,WID Policy Framework(Quebec;CIDA, 19--).
 12. C.Overholt, K.Cloud, M.B.Anderson & J.Austin,Women in Development : A Framework for Project Analysis(The Harvard Institute for International Development Case Study and Training Project founded by CIDA,19--).

5. 北欧諸国

北欧諸国はODAの先進地域と呼ばれており、北欧諸国自体もそう自認している。それはGNPに対するODAの比率が他の援助諸国よりも高いことと、植民地と宗主国といった歴史的関係とはかかわりなく人道的立場からのみ援助していることと、北欧諸国間でODA実施において協力・調整を行っているためである。

1987年に北欧諸国は「女性と開発援助に関する北欧協力会議」を開催した。その会議で北欧諸国は、現在のWID問題というのは単に女性を受益者とした援助を行うといった次元の問題ではないという確認を行った。つまり、そのような援助なら、量的問題は別にして、既に北欧諸国は福祉戦略（例えば、家族計画や衛生プロジェクト）や女性向け戦略（例えば、女性教育プロジェクト）として、援助活動の初期から実施してきている。そうではなく、1976年の「国連婦人の10年」の開始に平行して注目されるようになってきたWID問題とは、生産者としての女性の役割と、開発過程で女性が被害を受けないことに焦点を当てたもので、以前のものとは問題の質が異なることが確認されたのである。そして、全ての開発分野に女性を統合する統合戦略が今日求められているという合意がなされた。

このような合意に基づいて、北欧諸国のWID政策を質的に向上させるために、ノルウェーが責任を持って北欧諸国のWID政策の現状を把握・分析することになった。その調査結果が1988年3月にJanne Lexowによって「北欧開発援助におけるWID問題」¹⁾としてまとめられた。本節は同報告書に基づいて北欧諸国のWID政策を紹介するものである。1)では北欧諸国のWIDに対する姿勢を政策、戦略、組織、方法に関して検討し、2)では北欧諸国によるWID援助の実例を紹介する。その際、二国間援助の実例紹介を充実させるために、上述の報告書における実例に加えて、1989年2月に出されたJanne LexowとElse Skjønbergによる「女性にとって良い援助とは」²⁾からノルウェーの例を紹介する。そして最後に、3)では北欧諸国の経験から我が国が学ぶべきものについて検討する。

1) 北欧諸国の姿勢

(1) 政策

1983年のOECDのDAC指導原理は、WIDについて政策的裏付けを与えるよう勧告して

¹⁾ Janne Lexow, WID Issues in Nordic Development Assistance, Oslo ; DECO, March 1988.

²⁾ Janne Lexow & Else Skjønberg, Good Aid for Women ? : A Review of Women's Issues in Three Selected Norwegian Bilateral Development Projects, Oslo ; DECO, February 1989.

いる。

「国連婦人の10年」の最終年である1985年に開催されたナイロビ会議で採択された将来計画のフォローアップとして、デンマーク議会は1985年11月に国家行動計画を承認しており、それはWID政策も含むものであった。DANIDA（デンマーク国際開発庁）は、それ以前も年報等では女性を特別なターゲット・グループとして扱ってきたが、国家行動計画を受ける形でDANIDAとしての行動計画を作成し、1987年1月に議会でその承認を受けた。

フィンランドは1978年の開発協力委員会で社会的平等の原則の1部分として女性の地位向上をあげた。1980年にコペンハーゲンで開催された「国連婦人の10年」の中間会議向けに2つのWID政策の文書を作成しており、その一方は外務省の内部通達にもされている。FINNIDA（フィンランド国際開発庁）は、そのWID指導原理を1987年に完成させている。

ノルウェーのMDC（開発協力省）¹¹は、開発協力白書1974～75年版で初めてWIDを取り上げ、開発協力白書1984～84年版でより詳細に論じ、開発協力白書1986～87年版で二国間及び多国間援助に関する行動計画を発表している。

スウェーデン政府は、1979年にSIDA（スウェーデン国際開発庁）に女性向け援助を促進するように命じ、1980年には受入れ国とWIDに関する対話を持つよう布告を出した。

総じて見ると、北欧諸国は早い時期より女性問題に関心を持ち、DACの勧告通りに全ての国がWIDに政策的裏付けを与えている。その中で、北欧諸国は、経済的諸要素の女性による入手の改善と女性の経済的活動における生産性の増大の必要性を主張している。

（2）戦略

北欧諸国のWIDへの取組には統合戦略を採用しているという大きな類似性がある。つまり、女性問題を開発援助の全分野に組込もうという戦略を採用している。そして、全北欧諸国が援助内容では社会的側面（福祉、社会問題、ベーシック・ニーズ、衛生）と経済的側面（生産手段の入手、労働負担の軽減、生産性増大）の2側面を重視している。ただし、細かいニュアンスには差がある。

例えば、ターゲット・グループの選定に関して、SIDAは、土地無し的女性、小さな圃場の耕作権を持つ女性、難民キャンプの女性、都市低所得層の女性、失業中の女性をターゲット・グループに限定している。DANIDAは、農村地域の最貧層の女性、大都市スラム地域の女性、難民の女性、家族を養っている女性をターゲット・グループとしている。

¹¹ ノルウェーは1984年に開発協力省を設置し、DAC18カ国中ドイツと2カ国のみが援助全般を担当する専門の省を有していた。だが、ノルウェーの場合、援助行政の一元化が実現できていなかったため、保守中道連立政権によって90年1月に外務省に統合され、他の諸国と同様に、外務省の管轄下の1庁に改組され、開発協力大臣は援助専任大臣に変更されている。

MDCは、女性の役割は国や階層で異なるとしながらも、1つの集団としての女性には一定の基本的特徴があるという立場を採用し、女性全般を扱っている。

対象領域について見ると、DANIDAは、開発の持続性を強調し、生産手段、衛生、教育、雇用等の基本的恩恵の確保を戦略の中心に置いている。SIDAは、男女間の関係改善を伴う経済的諸要素の再分配への貢献を目指している。SIDAと違って、MDCは個人的レベルでの構造的不平等の変革までは目的に入れておらず、その意味で補正的戦略を追及しており、女性の開発潜在力の開発に重点を置いている。なお、MDCは、開発途上国では農業に従事する人口が多いということと、ノルウェーのインフラ関係の援助が1970年の12%から1985年の34%へと増大傾向にあるのに農林漁業援助が1970年の50%から1985年には23%に落ちていることの反省とから、二国間援助の実施部門であるNORAD（ノルウェー開発援助部）に農業部門を優先分野にするよう指示している。FINNIDAは、女性が受益者に含まれる衛生、教育、雇用のような部門別プロジェクトと同様に、最貧層及び農村住民に恩恵を与える開発協力が、結局はWIDに役立つと考えている。FINNIDAは、女性向けプログラムを貧困救済や環境のような他の開発目標と一致する場合に実施することになっている。

(3) 組織・要員

DACの勧告にもあるように、全ての北欧諸国がWIDを専門的に取扱うWID担当部署(WID Focal Point)を援助組織内に置いている。

DANIDAは、政策・計画立案部がWIDを扱い、WID専門官が置かれている。FINNIDAは、研究・計画立案部がWIDを扱い、WID調整官が組織内の調整を行っている。MDCは、計画立案部がWIDを扱っており、WID諮問委員会とそのワーキング・グループが置かれノルウェーのWID政策を検討している。SIDAは、計画立案事務局にWID課を設置し、WID調整官も置いている。同課は「開発に関するスウェーデン女性会議(Council of Swedish Women for Development)」の事務局でもあり、スウェーデンのWID政策全般を扱っている。また、SIDAは1987年にケニア、エチオピア、タンザニア、レソト、ジンバブエ、ボツワナを担当する地域WID事務局をナイロビに開設している。

組織面で見るとスウェーデンが一番整備されているが、WID関係の報告事務や情報のフィードバック等の組織内の情報交換システムとしてはノルウェーが一番良く機能していると思われる。

次に、北欧諸国の各援助機関のスタッフの男女の比率を見てみると、意思決定に携わるような上級職ほど男性の比率が高い傾向がある。技術援助に携わる専門家もほとんどが男性である。

また、どの機関もWID専門家が不足している。WID専門家は特質としてWID適性能力(WID-competence)を有することが要求される。WID適性能力とは、「経済組織、社会組織、政治組織、対象社会・文化の価値体系における性差の問題を特に配慮して社会経済的及び社会文化的条件を検討する知識及び能力、そして、女性に役立つ変化を引起こ

し女性の生活条件を改善するプロジェクト及びプログラムを確認し実行する能力」をいう。

スタッフの量的面に関していえば、男女の比率とWID専門家の不足が問題になっており、特に後者の問題が今後のWID政策実行の障害の1つになっている。

北欧諸国は、スタッフの質的向上をはかり、WIDに関する意識訓練と実践訓練に取り組んでいる。意識訓練に関して見ると、MDCとSIDAは、自国の行動計画について職場内セミナーを実施しており、FINNIDAとDANIDAは、ナイロビ会議で採択された将来計画を自国語に翻訳しスタッフ全員に配布している。また、各機関ともWIDに関する多数の論文・情報を定期刊行物に掲載させており、WID関係の研究を奨励し資金提供を行っている。

WID適性能力を高め、WID関連プロジェクトの実行能力を身に付けさせる実践訓練について見ると、DANIDAは、スタッフの研修にWIDを組込んでおり、専門家に対しては派遣前に2週間の訓練コースを実施している。FINNIDAはスタッフの訓練部門を組織として持っていないので、ワークショップや特別講義等を開いてスタッフの教育をしている。MDCは、スタッフに5日間の研修をしており、他に専門家の派遣前研修の1課題としてWIDを取上げている。SIDAは、WID問題も含まれたプロジェクト運営ハンドブックによる訓練をスタッフに義務づけている。

スタッフの質的面に関していうと、意識訓練はスタッフのWIDに対する問題意識を高めており成果をあげていると見られているが、実践訓練に関しては各機関とも一貫した訓練計画を持たず、その場しのぎ的な訓練が中心になっていると見られている。

(4) 方法

(i) 国別プログラム

全北欧諸国が現実的な長期的解決策としてWIDを国別プログラムに入れることで一致している。国別プログラムは相手国政府との協議で決められるもので、一般にインフラ、商品援助、輸入促進が重視される傾向がある。援助受入れ国との対話のなかでWIDへの理解を拡大させていく必要がある。

MDCとSIDAは受入れ国別の行動計画も作成しているが、実際に国別プログラムとして利用できるか否かは、相手国との交渉しだいであり、援助国の思わくだけで決定できるものではないので、その意義に疑問が抱かれている。

MDCは、相手国との協議の際、自国側に少なくとも1人の女性メンバーを入れWIDへの関心を高めようと努めている。

(ii) 分野別計画及び分野別チェックリスト

WIDに関する分野別計画や分野別チェックリストは、各分野での可能な選択の範囲や、各分野で必要な配慮を示し、プロジェクト選択や弱点の補正に使うために作成されている。

SIDAは、1982年に女性問題を含めた農村開発チェックリストを作成している。DANIDAは、給水、農業、農村地域の衛生、スラムの女性に関してWID分野別指導原理

を作っている。FINNIDAは、各章で色々な分野にふれている指導原理案を作成している。

しかし、NORADはどんな分野別計画も作成しておらず、実行しながら学ぶ (learning by doing) 柔軟なアプローチを心掛けている。その理由は、分野別計画や分野別チェックリストに関して次の3つの問題があるからである。第1に、それらは一般的な性格のものにすぎず、多様な受入れ国の様々な社会・文化・政治的状況の全てに当てはまるものではない。第2に、WID関連プロジェクトはターゲット・グループのニーズに基づいて実施されるべきである。事前にプロジェクト内容が決定され対象を後から選ぶのでは本来転倒である。第3に、分野別計画や分野別チェックリストは個別のアプローチに結果し、視野を狭めることになる。開発というのは総合的過程であり、個別分野や個別プロジェクトの間の調整がないと女性にマイナスの影響が出ることも考えられる。

NORADは、分野別計画や分野別チェックリストを用いていくなれば、これらの問題を配慮した上で使うことが必要だと主張している。

(iii) 調査・評価

近年まで、プロジェクトの発掘、事前調査、企画・立案、実施、中間・終了時・事後評価、評価に基づく修正・補助等に至るプロジェクト・サイクルの各段階で女性に十分な配慮が払われてこなかった。統合戦略を採用したことで、北欧諸国はこれを改め、プロジェクト・サイクルの全段階に女性問題を組入れようと取り組んでいる最中である。

調査・評価の方法を改善するため、FINNIDAは「プロジェクト設計・準備に関する一般的指導原理 (1985年)」で、社会分析の1部に女性問題を入れるよう指示している。また、プロジェクト評価チームに対しては、所得、雇用、土地及び生産手段の獲得、家族内の伝統的役割及び地域社会内の立場に関してプロジェクトが女性に対してどんなインパクトを与えたかを調査するよう指導している。DANIDAの「プロジェクト評価指導原理 (1985年)」は、ターゲット・グループの設定に際して、どんな経済的集団か、どんな社会的集団か、男か女か、どんな年齢層かを明らかにするよう指導している。MDCやSIDAも、女性問題に対する視点を組入れることによって調査・評価を改善することを図っている。

しかし、調査・評価がWIDを十分に配慮しているかどうかは、実際には調査団のメンバー次第で決まってくる。北欧諸国は、基本的に、WID適性能力がある人間がプロジェクト関係の調査団に参加すること、プロジェクトの決定に影響力を持つことが望ましいと考えている。だが、実情を見ると実際に調査団にそのような人間が入れられることは滅多にない。北欧諸国のなかでは、特にDANIDAがこの面で努力しているようだが、それでも衛生や水道等のいくつかの調査団に関してWID適性能力者を入れているにすぎず、全調査団に参加させるには至っていない。

(iv) 資金

全開発援助で女性問題を考慮していこうという考えから、DANIDAとFINNIDAはWIDプロジェクト用に特別の資金配分はしていない。これに対して、SIDAとMDCは、

同様に統合戦略を採用しているが特殊領域に関してWIDプロジェクト用に目的を定めた資金を提供している。

MDCは、女性向け贈与（Women's Grant）を1984年以来実施している。これは、通常の予算項目で調整できないプロジェクト、1年以内のプロジェクト、パイロット・プロジェクト、行動計画の実行に関わるプロジェクトに資金提供しようというものである。多くが開発途上国の女性グループを支援する小規模なプロジェクトに使われてきた。

SIDAは、1978年以来開発途上国の女性団体に資金提供してきたが、その他に、FOM（試験及び方法開発に対する資金）とAIV（特殊プログラム）というWID向けの資金提供をしている。FOMとは女性の生産能力等を改善しようとする試験的試みに融資しようとするものであり、AIVとは保守的態度や偏見を是正するような国際的な情報・メディア関連のプロジェクトに融資しようとするものである。

統合戦略という概念から考えるとWID用の資金を特別に設定するのは主旨から逸れているようにも思われる。しかし、女性が開発に完全に統合されているとは言いがたい現状においては、MDCやSIDAのように、WIDプロジェクト用資金があったほうが、統合戦略推進に効果があると見られている。

2) 北欧諸国のWID援助の実例

(1) ケニア北欧協同組合開発プログラム

北欧諸国は1967年以来共同してケニアの協同組合運動を支援してきている。北欧側の援助の実務・管理はDANIDAに委託されている。

プログラムの目的は協同組合活動からの利益の拡大であり、最終目標は組合員の生活水準の向上であった。プログラムの活動には、農協の運営・会計制度の指導、農村銀行への支援、組合員の訓練・教育、協同組合開発省（MODC）の印刷部門への支援が含まれていた。

プログラムの影響もあり、ケニアの協同組合運動は急速に成長し、現在3,500の協同組合が活動中であり、総組合員は200万人に達している。しかし、そのなかで女性の組合員は極めて少数にすぎなかった。

北欧諸国は協同組合運動が女性にさほど恩恵を与えてこなかったことを認めている。その理由は、第1に、協同組合運動が農家単位で行われてきたため、1軒の農家から1人だけしか組合員になれなかったことによる。ケニアでは男性が家長であることが普通であるので、それゆえ当然ほとんどの組合員は男性によって占められることになったのである。第2に、プログラムの目的が経済的利益の増大であったため、コーヒー生産者協同組合のような換金作物部門に農業資機材が向けられてきたためである。ケニアでは男性が換金作物部門に携わり、女性が自給作物部門に責任を持つ傾向があるので、結局プログラムは男性の経済活動のみを支援することになったのである。

近年、北欧諸国はMODCとWID問題に関して協議を持ってきたが、MODC側の反応は

期待に添わないものであり、当初の計画外の問題として消極的態度をしめしがちであった。しかし、プログラムの次の曲面として女性を対象とした活動を行うことが合意されている。

次期段階では、組織の規則変更による女性の協同組合加入促進、生産者としての女性の状況の改善、協同組合の運営への女性の参加と女性職員の増員、女性向けの訓練の実施、女性組合員への資金融資が行われる予定である。

(2) モザンビーク北欧農業プログラム

モザンビーク北欧農業プログラムは、モザンビーク解放直後の農業部門が危機的状況にあった1976年に開始された総合農業開発であり、北欧側の援助の実務・管理はSIDAが担当してきた。

プログラムの主要な目的は農業生産増大であった。モザンビークの優先順位が国営農場にあったこともあり、プログラムも国営農業を対象にしていた。

SIDAのWID調整官は、1984年の中間報告に基づいて、このプログラムは国営部門支援に大きな比重を置き、自給部門や小農部門を全く無視し、結果として女性農民にマイナスの影響を与えてきたと指摘した。女性は訓練・普及の対象や、プログラムによる農業資機材の供給の対象からも外され、食糧生産者としての役割さえ無視されてきたのである。

その反省から、近年、プログラムの方向転換がはかられ、農業資機材の一部が自給部門にも回されるようになったが、プログラムの基本方針を変更するまでには至っていない。それは、国家的な優先順位が依然として大規模な国営農場に置かれているためである。

(3) ケニア女性局支援

DANIDA、NORAD、SIDAは、ケニアの女性局を支援していた。女性局は文化・社会サービス省に1977年に設置されたもので、女性のニーズを充足させるプログラムの形成、そのようなプログラム間の調整、所得創出活動に従事する女性グループの奨励、女性グループの訓練及び支援を行うことになっている。

SIDAの無償資金援助は、女性局によって自由にこれらの活動のどれかに使われることになっていた。それに対して、DANIDAの無償資金援助は所得創出活動に従事する女性グループの奨励に向けられており、NORADの無償資金援助は局の運営に使われることになっていた。

だが、女性局への支援は成功とはほど遠い状況にあり、具体的な成果が得られない状況にある。

問題は、女性局が文化・社会サービス省内で低いランクに置かれており、量的にも質的にも十分なスタッフが配置されておらず、援助国側の要望に対処したり、ケニア内のWID活動を調整したり、女性グループを訓練したり、政策を立案したりする能力に欠けていることにあると見られている。

1982年に北欧諸国は状況が改善されるまで援助を中止することにした。1986年に北欧諸国とケニア側による女性局の活動の再検討が行われたが、状況の明確な改善が見られない

ため、DANIDAとNORADは援助再開を見合わせることにした。しかし、SIDAは原則的に女性局の活動目的を支援することを表明した。ただし、女性局に無償資金援助を行うか、直接に地方の女性グループに援助を行うかのどちらにすべきかは未決定の状況にある。

(4) 労働集約的道路建設プログラム

ボツアナでは農家の3分の1で女性が世帯主になっている。それは、男性が南アフリカの鉱山に働きに行き、女性が自給農業を行うという労働パターンの結果である。女性は農村に縛られており、農村では農外所得の機会が極めて限定されている状況にある。

労働集約的道路建設プログラムは、ボツアナとノルウェーの国際協力で、少ない費用で高い品質の農道を建設することと、農村の女性に対して雇用機会を提供することと、道路管理組織を確立することを目的にしていた。

1980～82年にまずパイロット・プロジェクトとして中央州で実行され、1983～87年に全国に拡大された本格的なプログラムが実施された。

道路建設は、臨時雇いの25人が1組になり、鍬、熊手、つるはし、手押し一輪車、ロバの牽引する荷車を用いて10kmの建設を行い、そして、道路補修は州の常勤雇いの5人が1組になり、10kmを受持って管理を行うことになっていた。

ノルウェーは、臨時雇いの労働者の賃金、用具及び設備に対して総額NOK4,700万の金融的支援を行った。常勤の労働者の賃金、運営費、道路の維持管理費等は州議会が負担した。総支出の66.5%が賃金として労働者に支払われている。1983年に本格的なプログラムが開始されて以来年平均200kmが建設されている。延べ7,949人が雇用され、そのうち女性は2,218人で、臨時労働者の約20%、常勤労働者の25%が女性であった。女性労働者の44%が農家の世帯主であった。

このプログラムは多くの面で肯定的評価を受けているが、大きな問題もあった。払われた日当が、男女平等だったとはいえ、政府による最低賃金（P.6.60）よりも更に低い賃金（P.3.96）であったのである。そのような低賃金も、その賃金でも働くほど貧しい人に恩恵を与えるという名目と、賃金が低いほど多くの人を雇用できるという名目で正当化されていた。しかし、実際には農村で他に選択の余地のない人々が雇われたのであり、現段階で考えると道路建設のために農村の貧しい人々を搾取したと見られるとノルウェー側でも反省している。労働集約的な方法は歓迎されるものだが、次に同様のプログラムをする際は、低賃金に押さえることをせず、労働者にとって所得創出の恩恵を与えるものとすべきだと主張されている。

(5) 農村給水衛生プログラム

タンザニアの農村では伝統的に泉や浅井戸からの水汲みは女性の仕事であった。水汲み仕事の負担を軽減するため、1970年代に地域水利局（MAJI）はディーゼル・エンジン・ポンプを用いた井戸建設を実行した。しかし、維持管理技術の欠如や予備部品の不足から、半分以上が機能しなくなっていた。

そのような状況において、女性の労働負担の軽減と時間節約、そして衛生改善を目的として、壊れている井戸の手動ポンプへの改修と新規の手動ポンプ井戸の建設を内容とする農村給水衛生プログラムを、ノルウェーは二国間援助として実行し、NOK1億6,780万を資金提供した。

対象地域は、タンザニアの20の行政地域の中でも最貧地域である南西部のRukwa地域であった。そこには346の村が点在しており、1981年の推定人口は53万5千人であった。

フェーズⅠは1979～81年にマスタープランとして行われ、フェーズⅡ（1981～83年）では87の井戸の改修と13の新規井戸建設が開始され、6カ村で住民参加形式が採用された。その後、フェーズⅢ（1983～86年）とフェーズⅣ（1987年）が行われ、改修と新規建設が続行され合計139の井戸が完成し、対象地域の3分の1の村で共同井戸が使用可能となった。それに並行して女性を入れて住民に対して維持管理技術の指導が行われた。

また、NORADはNGOであるNCA（ノルウェー教会援助）と1985年に協定を結び、プログラム対象地域で共同体参加衛生教育事業を開始させた。これは、歌やダンスや物語等の娯楽を行いながら、衛生教育（井戸の周囲を清潔にすることや手を洗う習慣の指導等）を各村半年間の期間で行っていくものであった。

プログラムは半径400mの範囲に住民が集中している村について行われ、共同井戸が完成した村では女性の水汲み労働は確かに軽減しており、成功した援助として見られている。

しかし、ノルウェー側は次のような点について反省している。第1に、地域の大半の住民が水源として利用している伝統的な泉や浅井戸で水汲みを行っている女性に対しては何の恩恵も与えなかった。住民が広く点在して生活している状況では、共同井戸建設に加えて、伝統的水源での水汲みを便利にし、そのような水源の衛生管理を検討することも必要ではなかったかと考えられている。第2に、女性を加えた住民参加で井戸掘りを行い、維持管理を指導してきたが、ノルウェーが退きあげた後も男女平等の維持管理が続く保証は得られなかった。第3に、衛生教育を行って掃除や手を水で洗うことを指導したが、それは家庭の水の使用量を増大させ、女性の負担を大きくしており、本来の目的と矛盾する結果になっている。このような問題の生まれた原因は、現地での水の使用状況の調査が不十分であったためではないかと考えられている。

3) 北欧の経験からの示唆

上述の北欧諸国のWIDに対する姿勢と、北欧諸国によるWID援助の実例から、今後我が国が開発途上国の農村女性の生産・生活技術の向上に対して国際協力を行っていくとした場合に、参考にすべき主要な点としては次のようなものが考えられる。

(1) WIDに対する受入れ国の理解

モザンビーク北欧農業プログラムに見られたように、受入れ国の政策的優先順位から農村女性が外されていた場合、WID援助は実行不可能になる。また、受入れ国がWIDに理

解を示すような態度をとったとしてもポーズにすぎず、ケニア女性局支援のように受入れ国がその事業に本気で取り組む意思がなければ期待した成果を生むのは困難である。従って、事業開始に際してWIDに対して受入れ国の合意を得ることが不可欠である。

可能ならば、北欧諸国が進めているように受入れ国とWIDに関して政策対話を実施し、国別プログラムにWIDを入れていくことが望ましい。

(2) ターゲット・グループのニーズ把握

農村女性の置かれている状況は複雑であり、国や地域によっても異なっている。そのような状況で、最初にプロジェクト内容を特定してしまうような方法は、現場のニーズを無視する結果になる可能性を持つ。例えば、農村給水衛生プログラムが給水という概念で当然思いつく共同井戸建設を行った結果、大半の水汲みが依存している伝統的水源が無視される結果になった。従って、先に計画があるのではなく、先に対象を確定し、その対象のニーズの正確な把握を行い、その上で計画が立案されるべきである。

そのためには、事前調査・評価の充実をはかっていくこと、調査団にWID専門家を必ず入れるようにすることが必要である。

(3) 他機関との協力

北欧諸国は、ケニア北欧協同組合開発プログラムやモザンビーク北欧農業プログラムのように北欧諸国間で共同して援助活動を行っている。各国は資金提供や人材提供を行い、実行責任機関となった国の援助機関が運営・管理・評価に責任を持つ。評価結果は各国に公開され、フォローアップや他のプロジェクトへの教訓とされている。共同して国際協力を行うことは、1国が行うより援助の範囲を拡大し、得意な分野で助け合うことで援助の内容も充実される。また、他の国と援助のノウハウを交換することによって参加した援助機関それぞれが援助手法を向上させることができる。

ノルウェーは農村給水衛生プログラムにおいて、衛生教育に関してNGOであるNCAの協力を得た。援助遂行上必要な活動分野で政府機関が対応しきれない領域があった場合に、NGO等のボランティア団体の協力を得ることは、両者にとって独自に援助を実行した場合よりも援助を充実させることになる。

(4) プログラム方式

複数のプロジェクトを組合わせて行うものをプログラムというが、北欧諸国はWID援助は、プロジェクトを単一で行うより、プログラム方式を採用したほうが効果的だと考えている。例えば、農村給水衛生プログラムでは井戸掘りと維持管理指導と衛生教育が組合わされていた。

(5) 北欧の改善策

本章が基づいている前述した「北欧開発援助におけるWID問題」では、今後の北欧の

国際協力の改善策として次のものをあげている。これらは我が国にとっても参考になるものである。

- (i) 様々な諸国における女性の実態に関する共同のデータ・バンクの設置。
- (ii) WIDに関する国別の分析や実情紹介。
- (iii) 援助受入れ国や母国でのWIDに関するセミナーの開催回数の増大。
- (iv) WIDに関するスタッフ訓練プログラムの交換。
- (v) 個々の分野に関するWIDを組み込んだ新プログラムの開発。
- (vi) WIDに関係したコンサルタント名簿の作成。
- (vii) 主要分野でのプロジェクトについて女性へのインパクトに関する共同研究。
- (viii) 共通の基準を確立するためWIDに関する統計的報告手法の情報交換。

参考文献

1. Janne Lexow, WID Issues in Nordic Development Assistance (Oslo; DECO, Mar. 1988).
2. Janne Lexow, The Women's Grant : Desk Study Review : Including Case Studies of the World Bank and UNIDO (Oslo; DECO, Feb. 1989).
3. Janne Lexow & Else Skjønberg, Good Aid for Women ? : A Review of Women's Issues in three Selected Norwegian Bilateral Development Projects (Oslo; DECO, 1989).
4. Norad, Action Plan for Women in Development : Tanzania (Oslo; Norad, 1990).
5. The Royal Norwegian Ministry of Development Cooperation, Norway's Strategy for Assistance to Women in Development (Oslo; The Royal Norwegian Ministry of Development Cooperation, 1985).
6. Norad, Equal Status between Men and Women (Norwegian Information, Apr. 1990).
7. Norad, Norwegian Development Aid : Aims and Operations (Norwegian Information, Sep. 1990).
8. Norad, Development Assistance from Norway in 1989.

6. UNIFEM (United Nations Development Fund for Women)

1) WIDへの取り組み

女性がその家族、地域、そして国家の経済において重要な役割を果たしているとの認識のもとに、開発努力がより有効なものであるためには女性たちの訓練、技術教育、融資等へのアクセスを高める必要があるとの理由から、1976年にUNIFEMは設立（実際の活動は78年から）された。「国連婦人の10年のための基金」(The Voluntary Fund for the United Nations Decade for Women)」という当初の名称が現在の名称に改まったのは1985年である。国連の機構の中では、国際連合開発計画（United Nations Development Programme, 略称UNDP）の下位組織として位置づけられており、その資金源はUNDPの財源及び独自に確保した財源（各国政府、NGO、企業、個人等からの寄付）である。UNIFEMは国際援助機関の中でWID取り組みに関して先駆的な活動を行ってきた。

2) UNIFEMの活動

UNIFEMはその活動に関して、いくつかの特徴を持っている。

(1) 開発途上国の中でも、特に後発開発途上国、内陸国や島嶼国でのプロジェクトを優先している。

(2) 女性を直接対象としたプロジェクトへの支援を中心としている。特に革新的で実験的なプロジェクトに対して比較的小規模な金額での援助を行なっている。UNIFEMはその役割を触媒的な役割としており、活動の発端づくりに力を入れている。NGOへの援助額も大きく約4割を占めている。

(3) 低収入の女性を直接対象とした収入創出的、かつ持続性のあるプロジェクトへの援助を中心としている。

建物等のインフラ整備や、健康・難民問題といった他の国際機関が専門分野としている分野には基本的に関与せず、農業生産、家事労働S軽減（水、燃料の供給等）、小規模企業活動、組合活動等への援助を中心としている。資機材の供与、トレーニング実施のほかには生産資源を得るための金融へのアクセスの手段が今まで女性に閉ざされていたことを重要視し、小規模金融システムの設立の支援にも力をいれている。特にRevolving Loan Fund*はUNIFEMが重視している小規模資金調達の方法である。

注*Revolving Loan Fund・小規模の収入創出活動を始めようとする人に対して、少額の資金を低利で貸し出す基金。当初に与えられた資金と返済金を活用して、基本的にはグループ単位で自律的に運営されていく。利潤目的の金融機関などからは借りることのできなかった貧困者への資金提供を目指している。

(4) 他の機関によって大規模なプロジェクトが実施される際に、女性が企画、立案、視察及び評価に参加し、男性同様に女性のニーズが反映されるためのアドバイス、協力をおこなっている。

(5) 触媒的な役割のもう一つとしてNGO、政府機関、国際援助機関へのWIDの浸透のために、専門家の派遣や資金援助をとおして力を貸している。UNIFEMの発足当初は他の機関でのWID取り組みが始まったばかりであったため、WID浸透のためにUNIFEMの果たす役割は大きいものであった。また在野のWID専門家の発掘にも努めている。

UNIFEMの関与したプロジェクトの割合 (1978年から1988年の10年間)

☆人材開発 (トレーニング等)	32%
☆雇用、収入創出、小規模企画、金融システムへの支援	34%
☆マクロレベルの調査、企画への関与	24%
☆情報システム、政府やNGOの技術出版物の発行等	10%

3) 事例紹介

(1) インド ラジャスタン (Rajasthan) 州 養蚕プロジェクト

プロジェクト地域は農業を中心とした地域であるが、岩がちな土地は生産力が低い。プロジェクト参加者のほとんどを占めるビール族はこの地域で散居型の村落を形成している。土地生産性が低い上に1世帯あたりの所有土地面積も小さいため、農業収入の他にヤギの飼養、酪農、建築現場や道路での建設労働などの副次的な収入を得て、生計を立てている。識字率は州で男女併せて2割ほどであるが、プロジェクト地の女性では5%に満たないものと思われる。女性は農業労働のほかに水汲み、燃料集め、調理等を分担しており、一日の多くの時間を労働に費やしている。

1983年から、この地域ではUNIFEMの指導のもとに養蚕プロジェクトが実施されてきた。養蚕は新しい収入源になるとして歓迎されたが、参加者たちの栄養状態、健康状態等にはあまり改善が見られなかった。換金作物導入によって収入の増加が図られながらも、それが参加者の栄養や健康状態に必ずしもプラスに影響しない例は、他のプロジェクトでもしばしば見られる。適切で十分な食料が入手されないこと、各種サービス (予防接種、健康診断、安全な水の確保、保健教育等) が得られないこと等がその理由として考えられる。この経験をもとにUNIFEMは、栄養と保健の観点を加えるよう計画を変更した。

1989年から3年間の予定で、州のTribal Area Development Department（略称TADD）を中心とした関連省と、プロジェクト地域で活動中のNGOが協力する形でプロジェクトが再計画された。参加者は部族を問わないが、意欲を持つ年収4500ルピー以下の低収入世帯に限られた。女性が対象であるが、土地を基盤とした農業プロジェクトであるため、桑の木の栽植等の活動は男性の協力も得て行なわれた。

収入創出を目的とした養蚕プログラムは、最初の投入費用の半分を個人が負担する形で始められ、その他各々の運営に必要な経費をまかなうための無利子のRevolving Loan Fundもつくられた。技術を習得した女性たちは新しいトレーナーとして、新たな参加者を指導できるようになっている。またキノコ栽培等、新しい活動も行なわれている。

栄養改善と収入創出の両方を目的とした栄養価の高い野菜栽培や養鶏のプログラムも実施された。養蚕用の桑の木の周りや、キッチンガーデンでの野菜の栽培が促進された。養鶏プログラムでは数人の女性にトレーニングを与えた後、グループごとに養鶏ユニットがつけられた。トレーニングの参加者は、各グループの委員会のメンバーによって合議的に選ばれている。また養鶏と養蚕の廃棄物は畑へ還元され、肥料として重要な役割を果たすことになる。収入の増加をより良い資金活用に結び付けるための、少額からの貯蓄の促進も併せておこなわれている。

組織づくりは重要な要素である。女性のグループをつくり、その機能を活発化させる必要がある。この活動は、そのようなノウハウを持たないTADDの代わりに、NGOが担当することになった。資金獲得の方法も含んだリーダーシップトレーニング、保育所運営に関するトレーニング、ヘルスワーカー育成トレーニング及び彼らへの医療機材供与、WIDに関する啓蒙活動の一環としての保健・衛生・家族の生活向上に関するトレーニング、女性をめぐる社会問題への啓蒙を目的とした人形劇活動など、さまざまなトレーニングが計画された。

その他に、グループを活発な話し合いの場とするための触媒となる人材の発掘、TADDスタッフへの啓蒙活動、他の女性活動組織への訪問及び情報交換等を行っている。

各女性グループは実行委員会をもっており、委員はグループリーダー、ヘルスワーカー、保育所の職員、NGOメンバー、TADD代表らによって構成されている。各グループごとにコミュニティセンターもつくられ、さまざまなトレーニングや集会に利用されている。

他の機関との連携として、国連人口基金（United Nations Fund for Population Activities, 略称UNFPA）との連携による母子保健等の活動への参加、国連・FAO世界食糧計画（World Food Programme, 略称WFP）の中のFood for Workプログラムへの参加による食糧獲得に加えた地域の井戸の掘りなおし活動がおこなわれている。

本プロジェクトでは、1990年の終わりには参加者は当初目標人数の500人に達した。収入の増加のみでなく、栄養・保健への理解が深まり、就学前の子供や妊娠中、授乳中の女性への栄養の補給が促進されるようになり、健康状態の向上が図られた。プロジェクトに参加している女性たちは、まだ参加していない女性たちにもこれらの新しい知識を広めつつある。またこのプロジェクトは、世界銀行によってより大きい養蚕プロジェクトとして

引き継がれることになった。こういった、他機関へ委譲してのプロジェクトの拡大化は UNIFEM事業の特徴の一つである。

このプロジェクトから、いくつかの参考となる点が見いだされる。まず第一に、経済効果のみを考えたプロジェクトでは、片手落ちの効果しか現れないことがあるということである。収入増加だけでは測れない住民の生活の質への視点が重要なのである。それには女性の生活、要望をしっかりと捉えることが大切である。貧困者層の現状が把握されていれば、プロジェクトはベーシックヒューマンニーズを考慮し、プロジェクトの持続性への理解をもったものに変更していくことができるのである。

第2に、他の機関との連携、特にNGOとの協力の必要性である。特に草の根レベルでの活動では、相手国の公的機関にはそれに対応できる人材がいない、または不足していることが多い。そういった場合に、そのような活動を得意としているNGOとの連携は有効である。またそれと平行して、トレーナーズトレーニングのような啓蒙活動を兼ねた、地域住民及び相手国の責任機関への技術の移転が重要となる。

(2) メキシコ ベラクルーズ州 (Veracruz) 女性組織のための社会経済的開発プロジェクト

ベラクルーズの女性は一日の多くの時間を水汲み、薪拾い、穀物の製粉や農作業で費やしている。この地域は乾燥していて、農耕には厳しい環境である。貧困、栄養不良と高い罹病率が彼らを苦しめている。女性の非識字率は高く、60%を超える。

メキシコ政府は1971年に農業改革の一環として収入創出を目的とした融資とトレーニングを与えるための女性のグループづくりを目指して、女性のための組合組織をつくった。栄養、衛生と予防薬についてのトレーニングプログラムが生まれ、女性に卵や野菜の生産技術を与え、組織化や意思決定の手法を教えてきた。しかし女性が薪拾い、水汲み、とうもろこしの製粉に一日10時間も費やしている現状では、トレーニングに参加する時間などあろう筈がなかった。

こういった状況のなかで、UNIFEMが招かれ、1986年から2年間の予定でプロジェクトが開始した。当初は400世帯を対象に実施され、まず初めに女性グループのリーダーの選定が行なわれた。そして、女性の製粉に費やす時間と労力を軽減するための簡便なとうもろこし製粉機が導入された。その後、砂糖キビの栽培等の収入創出活動のための資金源としてのRevolving Loan Fundがつけられた。

1988年、水汲みポンプがコロンビアの適性技術センター (Appropriate Technology Institute) から導入され、非常に有用であることが証明された。女性たちは自分たちでも簡単なポンプを製作したいと希望し、10名の女性たちがセンターで研修を受けた。

プロジェクトには地域の男性たちも徐々に参加してきており、女性たちと共同しての活動が始まっている。

プロジェクトの内容の検討は当然ながら、地域住民がそれに参加できるためのさまざまな前条件を整えなければならないことをこのプロジェクトは示している。女性が一番直面している問題は何か。女性に課せられる多種多様な労働、仕事に追われ余裕のない生活、新しいことを始めるための資金の調達の困難さ、それらを考慮し、包含したプログラムの策定が必要となる。

第2に適性技術についてである。近代的な最先端の技術を導入すればよいというものではない。簡便で使いやすいもの、自分たちで修理できるもの、また自分たちの手で再生産できるもの、そういった自律的で持続性のある技術が適性技術であるということであろう。また、その技術の移転の対象は、男性は力仕事や機械作業、女性は家事、手工業といったステレオタイプな観点で一方の性に扉を閉じてしまうことなく、本当に必要としている人々たちへの指導をすることが重要である。

4) 参考となる点

(1) プロジェクトの自律性と持続性への配慮の必要性。そのためには、女性が活動を始め、続けていくための自律的な資金運営システムや適性技術の掘り起こし・紹介・導入、女性組織の活発化等が重要なコンポーネントになる。

(2) 前条件としての、女性の抱えている問題点、要望、特に女性の労働負荷、女性に課せられているハンデ等の抑制要因を包括的に捉えることの重要性。

(3) 他機関との協力、特にNGOとの強調の重要性。特に草の根レベルの活動における適材適所の人材発掘・人材活用や、女性組織間、NGOと公共機関の間での交流、技術移転に対する柔軟な対応のために必要である。

参考文献

1. UNIFEM, Introducing UNIFEM.
2. UNIFEM 1989. Strength in Adversity : Women in The Developing World; UNIFEM 1988-89.
3. UNIFEM 1990. Annual Report.
4. UNIFEMパンフレット。
5. United Nations 1985. United Nations Development Fund for Women.
6. UNIFEM 1989, Integrated Development of Women in Sericulture, Udaipur District, Rajasthan, India (Project Document).
7. UNIFEM reports from the field.

8. The Voluntary Fund for the United Nations Decade for Women 1984. Guide to Community Revolving Loan Fund.

7. F A O (Food and Agriculture Organization of the United Nations)

1) WIDへの取り組み

1945年の設立以来FAO活動において、長い間家庭生活と出産、育児の担い手であった視点でしか女性は捉えられてこなかった。徐々に農業生産や地域発展において女性が果たしている役割が認められるようになり、はっきりと施策の方針が変更されたのは1979年のWCARRD (The World Conference on Agrarian Reform and Rural Development) においてであった。その後はさまざまな会議やワークショップを経て女性のためのプロジェクトの実施や女性のメインストリーム化が図られている。

2) WID取り組みの姿勢

FAOは食料と農業に関する国際援助機関であるが、WIDについては農業部門に限らず、地域開発のなかで女性を取り巻いている多様な問題をも統合的に捉えていこうという姿勢を取っている。

FAOにおけるWID取り組みの主な内容は以下のとおりである。

(1) 女性の法的権利の確保

土地、水利権、金融へのアクセス、組織や共同組合への参加、新しい技術へのアクセス等の権利について、マクロレベルの調査、政府へのアドバイスと共に地域住民への啓蒙活動を行なっている。

(2) 社会態度の変革

FAOプロジェクトの中へのWID専門家の企画段階からの参加を促し、またWID専門家育成の支援を行なうことにより、男女の平等を支援している。

(3) 女性の経済参加の強化

(i) 農業生産

農業生産における男女の状況の違いを把握し、より良い男女の協働関係を築けるための理解を求めていく。具体的な方法としては、a)相手政府を対象に、土地所有、土地なし貧困層、移住、資源等へのアクセス、等に関するビジョンづくり、農業普及事業の見直し。b)女性への資金提供のための金融機関への啓蒙。c)女性の農業生産に果たしている役割を見据えた上での、農業技術の向上を目指した技術の開発、改良、移転。特に、栽培品種・栽培技術・畜産技術の改良、栄養の観点(及び自給作物栽培)の強化、漁業と養殖の技術向上、社会林業・植林をとおしての女性の林業への参

加、家庭内での労働分担を含めた営農体系の開発及び応用、普及機関の強化等。d) 換金作物、新しい技術、設備の導入が女性に与える影響への配慮、等である。

(ii) 調製作業と販売

調製作業、販売、輸送において女性は男性と比べて非効率的で労力を費やす道具や設備を使うことを余儀なくされていることが多い。そこで、適正技術による調製機械の改良、販売活動や小規模企業活動への女性の法的かつ実際の平等な参加のための女性の資金へのアクセスの手段の整備、女性の販売グループの組織化等が実施されている。

(iii) 雇用とインフォーマルセクター

女性はしばしば低賃金で働くことを余儀なくされているが、それに関するデータは不十分である。ILOなどの他の国際機関と協力しての女性の労働の実態についての調査の実施、相手国に対する助言と支援、及び収入創出プロジェクトへの参加促進を通してのインフォーマルセクターに働く女性たちへの支援を行なっている。

(iv) 世帯の家計運営においても、地域や国レベルの経済政策においても女性の参加や女性への配慮が欠如していることから、経済政策が女性に与える影響の調査、プロジェクトにおける家族成員への啓蒙を含んだ女性のための収入創出プログラムの組み入れ促進を行なっている。

(v) WIDに関する社会的側面

人口問題、栄養、教育、生活の質等の社会環境について、他の機関と協力しながら国家、地域、プロジェクトレベルの情報収集と研究、及びアドバイス、教材の作成、トレーニング等の活動を行なっている。

(vi) 意思決定権の確立

女性が経済活動や社会生活において平等な参加を果たしていくためには、意思決定権をもつことが非常に重要であるという観点から、地域組織における女性の参加を妨げるものを分析し、女性のための組織づくり、女性のオーガナイザー育成等により参加を促進する。また、高等教育、FAOにおけるトレーニング、FAO機関やプロジェクトでのスタッフ女性の参加の状況等についても調査及び参加の促進を行なう。

FAOで実施されたWIDプロジェクトでもっとも多いものは女性の経済的自立を助ける雇用の機会創出プロジェクトであり、農村地域で女性組織をつくり、協同の農作物の生産、畜産、漁業等を行なったり、小規模の融資を受けられるようにするといった内容のものが多い。

3) FAOプロジェクトの事例

ここでは、People's Participation programme (以下PPP) を紹介する。このプログラムは、1977年からのSmall Farmer Development Programme (SFDP) を原型として1979年のWCARRDの決議を受けて始まったものであり、貧困の緩和を目標としている。PPPは、住民の参加と自助努力に重点を置いている。必ずしも女性のみを対象としたものではないが、住民の参加という点において、老若男女全ての平等な参加を促すためのさまざまな手法が取られている。

PPPでは他の機関との協力により、農業に限らず識字、保健衛生、家族計画、栄養、食糧生産、協同組合活動、金融機関の利用、手工業等多岐の分野にわたっている。参加者へは、指導者が村を訪問してのトレーニング、希望者を集めてのトレーニング、他グループへの現地訪問等を通して新しい知識が与えられる。

PPPの活動には次のような特徴がある。

(1) 女性、子供を含んだ小農、農業労働者、職工、少数民族等の地域の貧困層を対象とする。

(2) プロジェクトの参加者は、6人から15人程度の小規模なグループをつくる。このグループの成員は、その経済状態、社会的立場等において似たような状況にあるほうがよい。それは、グループでの活動において、問題点を共有することができるからである。女性は女性だけのグループをつくることもできるし、夫やその他の家族と共に参加することもできる。

(3) 自主的なグループ運営

グループづくり、リーダー選出、グループの運営は全てグループで自主的に行なわれる。グループの議長、経理係等を輪番性とするにより、メンバー全員の自立性、リーダーシップが培われていく。

(4) オーガナイザーの確保

活動を活発にし、また政府機関との連携を保つことができるような触媒となる存在が必要であるのも事実である。そこで経験を持ったオーガナイザーを確保し、トレーニングを行なう必要がある。オーガナイザーはプロジェクト地域に住み、グループのメンバーと同様な生活を通して、問題点を共有していく必要がある。このオーガナイザーの選出には十分な配慮が必要とされる。

パキスタン、バンジャブ州におけるPPPでは、公募の後に候補者を選び、その時点でワークショップを実施している。このワークショップでは、PPPの理念、手法への理解を深めるとともに、候補者たちを含めてさまざまな話題が話し合われた。その後選定委

員会によって、正式なメンバーとして男性3人、女性3人が選ばれた。移動に関して困難のある女性オーガナイザーに対しては自動車が給付された。オーガナイザーは毎月会合を開き、活動を報告し、話し合う。彼らに対してのワークショップを通してのトレーニングも実施される。

(5) 収入と雇用機会の創出

自分の手による収入創出は、自助性と持続性の観点で重要である。しかし運営資金の調達、資本を持たない彼らにとって大きな障害となる。そこで小規模金融や、Revolving Loan Fundが実施される。

前出のパキスタンのPPPではその役割をパキスタン農業銀行が果たしている。貧困層への貸出のためには担保なしの条件は非常に重要であるが、返済が不確実になるとして銀行はそのような条件を好まない。そこで、融資に先立っての貯蓄の奨励、オーガナイザーによるしっかりとした指導の要求とともに、最終的にはプロジェクトがローン保証基金をつくり責任を負うことで合意した。ローンを受けられるグループは、活動計画がしっかりしており、かつ十分な貯蓄が可能であると信頼されたグループに限る。また、利率も返済しやすいように特別に引き下げられることになった。銀行のスタッフや政府の関係者に対しては、ワークショップなど、PPPの理念と手法への理解が深められるような活動が行なわれている。

(6) NGOとの協力

柔軟な対応により地域の要望に迅速に応えることができることから、プロジェクトにおいてNGOとの連携を図り、中心的な役割を果たしてもらうことは非常に有効である。

(7) 参加型手法

プロジェクトの全ての段階において住民の参加が重要であるとしている。これには問題点の解明、プログラムの計画、実施、モニタリング、評価全てを含む。

住民の参加についてPPPは、それは自然に起こるプロセスではないと断じている。つまり、幼児が次第に社会化されていくように、参加ということについて住民自身が理解していかなければならないというのである。その手助けをするのがオーガナイザーであり、また各種のトレーニングである。またその手法としては、調査報告のグループ討議、参加者の知識の積極的な活用、現状を把握するための資料となる視聴覚に訴えた図表づくり、民話やドラマの活用、ロールプレイ、他のグループへの見学、ケーススタディー等さまざまな有効なものが用いられている。

特に参加型調査は問題点を明らかにし、何をなすべきであるかを自分たちで考えていくという点で、従来の調査と異なっている。地域の地図づくりなど、住民が関心を持つことから始めて、住民の生活、社会的自然的環境を考えるための鍵になるような点について共に調査していくことにより、住民たちは自分たちを拘束しているものを理解し始める。女

性は特に、幼いうちからの社会化によって自分の能力や果たしている役割を過小評価しがちであるが、参加型の調査、手法により、自分たちを拘束しているもの、自分たちの果たしてきた役割を認識し、変化の必要性を感じ取っていく。また、調査によって得られたデータは、従来農村女性を無視、または回避してきた製作や開発計画の見直しのための重要な資料ともなる。

(8) プロジェクトの反復性

プロジェクトは小規模であり、自己反復性を持たねばならない。初期投資が少ないことは、グループメンバー自身によるプロジェクトの反復性、持続性に重要な要素である。

4) 参考になる点

(1) 参加型開発は近年どの機関においても謳われてきている。PPPでは、住民の参加というものは自然に起こることではなく、さまざまな働きかけと経験を通してその必要性を理解していくものなのであり、参加型開発というものへのもう一步突っ込んだ理解を促している。そのためには住民自身がまず自分たちの問題点、自分たちを拘束しているものを意識することが大切であり、これは単に住民の収入が増える、生活水準が上がる、といった物理的変化以上に、意識変革をもたらすという点で革新的であり、またその後の発展のための大きな原動力となることができる。

(2) 次にプロジェクト関係者への啓蒙活動の重要性が挙げられる。プロジェクトを実施していくにあたって、関係する機関やスタッフたちがそのプロジェクトがやろうとしていること、基本となる考え方をしっかり理解しなければならない。特に平等性、社会的弱者への配慮といった社会的かつ抽象的な概念はプロジェクトの本質的な部分であるが、そのような考え方を意識してもらったことのなかった人にとっては、最初は理解に苦しむものであることが多い。社会的側面に視点を置いたプロジェクトでは、まずそのプロジェクトが目指しているもの、そしてそのために取るべき手法についての共通の理解が必要なのである。

(3) 第3に、現存する社会構造を巻き込んでの活動の有効性が挙げられる。パキスタンのPPPの例では、参加者への資金供給の役割をその様なプロジェクトにそれまで参加したことのない銀行に託している。現状のままではプロジェクト運営が困難である場合、プロジェクト自身が新しく施設や機関をつくるのも一つの手段であるが、現存する機関を啓蒙しながら巻き込んでいくことも、社会へのアクセスの改善、かつ社会を変えていく方法として重要なものであろう。

参考文献

1. Bernard van Heck,FAO Consultant,1989. Involvement of the Rural Poor in Development through Selfhelp Groups in Punjab,Pakistan. Inception mission Report.
2. FAO.1980 Guidelines for the Integrarion of Women in Rural Development.
3. FAO.1984. Women in Agriculture in Asia - Pacific Region.
4. FAO.1987. Small Farmer Development projects in Asia.
5. FAO.1988 Experiences of Institutional Changes Concerning Women in Development,Expert Consultation(Report).
6. FAO.1988 FAO Plan of Action for Integration of Women in Development.
7. FAO.1988. Pariciparory Monitoring and Evaluation, Handbook for Training Field Workers.
8. FAO.1990.Regional Expert Consultation on Database for Women in Agriculture.
9. 国立婦人教育会館. シンポジウム “「開発と女性」・国際ネットワークを考える” 資料. (平成3年10月29日. 30日開催)。
10. 田中由美子 198 9. 海外通信 田中由美子の国連だより、全国婦人新聞 (198 9. 3.18 記載)。

8. 先進国及び国際機関から学ぶもの

1) 参考点の整理方法

前節までで、アメリカ、イギリス、ドイツ、カナダ及び北欧諸国の先進諸国と、UNIFEM及びFAOの国際機関について、その活動状況と実例の紹介が行われた。そして、各節で、各々の経験から、我が国が開発途上国の農村女性の農業生産・農村生活の改善に係わる技術協力を行っていく際に参考とすべき点が示されてきた。本節では、第Ⅲ章のまとめとして、前節までに示されてきた参考点を全体的に取りまとめたものを提示する。

各々からの参考点の内容を見ると、プロジェクトの事前準備、企画、立案に関するものに大別できる。これは実施されるプロジェクトの内容がどうなるかは、その立案以前の活動で決定されるためと考えられる。また、実施段階以降について特に指摘がなかったのは、実施段階で女性を開発の担い手として組み込むことや、評価段階で女性へのインパクトに焦点を当てることなどは、当然WIDの考え方から言えば自明のことであり、わざわざ参考点としてあげる必要はないと判断されたからといえよう。

そこで、本節では、プロジェクト・サイクルの前半にあたる事前準備、企画、立案の3段階に分けて簡条書きで全体的な参考点を示すことにする。そして、それぞれの項目の後の括弧内に基になった国名及び国際機関名を記しておく。

2) 先進国及び国際機関からの参考点

(1) 事前準備段階に関する参考点

(i) 我が国が行ったWID関連プロジェクトの総括的評価（アメリカ）

農林業プロジェクトに限定しないで、自国の行ったWID関連プロジェクトの評価を行うことによって、今後同種のプロジェクトを行う際に、参考にすべき点や注意すべき点が導出される。当然、それらは農村女性に焦点を当てたプロジェクト立案にとっても有益な教訓となる。

(ii) 地域別ないし農業分野に関するマニュアル作成（アメリカ、ドイツ、カナダ）

各国の農村女性が置かれている状況は様々である。従って、プロジェクト立案に関してマニュアルを作るとすれば、開発途上国全体ではなく、少なくとも地域別に分けて作成すべきである。

農村女性が生産に大きく貢献している農業分野について、WID関連プロジェクトを立案するとすれば、どんな領域があり、どんな点に注意し、どのように行うべきかを整理しておくことによって、この分野でのプロジェクト発掘を促進することができる。

(iii) 各国・各地域の女性に対する抑制要因の把握 (UNIFEM)

一般的方針をマニュアルで示しても、具体的に応用する場合には、現地の実情に合わせて変更・訂正することが必要となる。そのために、事前準備として、各国・各地域の女性に対する抑制要因の把握をしておくことが必要である。

(2) 企画段階に関する参考点

(i) 対象グループの明確化 (アメリカ)

プロジェクトを具体化するには、どこの誰に対して行うかを、つまり受益者を明確化する必要がある。プロジェクトの持続性を確保する効果的な方法は、受益者をプロジェクトの担い手にすることである。受益者を明確化することによって、プロジェクトの内容も、その担い手も明らかになってくるのである。

(ii) 受け入れ国の理解の獲得 (北欧)

WID援助は、我が国だけでなく、受入れ国側も本気で取り組むのでなければ、成功はおぼつかない。本気で取り組む意思があるかないかを確認し、もしなければ、WIDの重要性を理解してもらうように努力する必要がある。

(iv) 参加型開発の企画 (FAO)

女性を開発の担い手として扱う以上、プロジェクトへの女性の参加は当然のことである。立案・実施・評価に直接参加してもらうような企画が立てられるべきである。

(iv) プロジェクトの自助性・持続性への配慮 (UNIFEM)

国際協力終了後、我が国が引上げた後も、プロジェクト活動が持続していくようになるためには、現地の人々が自ら積極的に参加し、自分達だけで運営していけるような方向に導いていくことが肝要である。現地の人々の自助性を確立することが、プロジェクトの持続性を生み出していくのである。

(3) 立案段階に関する参考点

(i) ターゲット・グループのニーズに合わせた立案 (北欧、ドイツ)

具体的に現地のターゲット・グループのニーズに焦点を合わせたものでなければ、ターゲット・グループの積極的参加は得ることが困難である。

(ii) プロジェクト関係者への啓蒙活動 (FAO、UNIFEM)

プロジェクト遂行に携わる実施機関スタッフや対象地域の有力者のプロジェクトに対する無理解は、プロジェクトの成功を妨げるものである。それゆえ、それらの人々の理解を深めるための啓蒙活動が、プロジェクト実施以前に行われるようにすべきで

ある。

(iii) 女性グループの組織化と活発化 (UNIFEM、イギリス、ドイツ)

プロジェクトを実際に動かすのに協力してもらおう女性グループが現地になれば、それを組織化することが立案されなければならない。もし協力してもらえそうな女性グループがあったとしても、開発途上国におけるそのような組織は財政的にも機能的にも脆弱であるのが普通である。従って、女性グループの訓練・技術指導による活発化も考慮しておかなければならない。

(iv) 自助的な資金運営システム (UNIFEM)

農村女性が家庭や地域で自立し、発言力を高め、社会的活動を展開していくためには、経済的基盤が不可欠である。自助的な資金運営システムは、個人としての女性の経済的基盤の確立を助けるし、女性グループの財政的基盤を安定させる有益な手段である。

(v) 適性技術の導入 (UNIFEM)

開発途上国の自然的・社会的環境は多様であり、現地の女性にとって適正な技術を導入しない限り、技術が根付くことはない。新技術導入に際しては、それが現地適正のか否かを検討した上で、計画しなければならない。利用可能な適正技術がなかった場合は、適正技術を開発する研究自体を立案していく必要がある。

(vi) 総合農村開発方式 (北歐、ドイツ、イギリス)

農村社会は様々な側面より構成されている。単一の技術協力では、仮に成功したとしても、その一面を変えるにすぎない。農村生活全体を改善するには、総合的な開発が必要となる。つまり、農業改良全般を視野に入れた技術協力と、生活改善技術全般を視野に入れた技術協力を組み合わせ、更に、関連する諸領域（インフラ改良、金融、教育、保険衛生等）で補完すれば、それぞれの相互作用によって全体的効果が更に拡大されるのである。

(vii) NGOとの協調 (UNIFEM、カナダ)

農村社会の変革には、必ずしも効果が目に見えない意識改革等の、ODAでは対処しきれない側面での協力も必要になってくる。そのような場合、NGOと協力して、そのような面をNGOに補ってもらうことも有効な手段である。NGOにとっても、単独では困難な大掛かりな援助と歩調を合わすことによって、活動の幅を拡大できる。ODAとNGOの協力は互いに補完しあえるように立案されるべきである。

(viii) 他の先進諸国の援助機関との協調 (北歐)

同一地域で援助を行う場合、活動内容が重複しないように、他の援助国と調整する必要がある。また、可能ならば、一步進んで、合同で総合農村開発を行うことを考慮すべきである。合同援助は、1国で行うよりも多様な援助が可能になるし、援助活動のノウハウの交換も行える。

(ix) 現地の既存の施設や機関のプロジェクトへの巻き込み (FAO、イギリス)

援助活動を立案する際、全てを新しく建設したり組織するのではなく、現地の既存の施設や機関で、その活動を拡大させればプロジェクトに巻き込むことが可能なものがあれば、その協力をあおいでいくべきである。

付 属 資 料

付属資料1. 「開発途上国の農業・農村生活における女性の関与の実態に関するアンケート調査」について

1. 目的

本アンケート調査は、我が国では開発途上国の農村女性の実態について理解が十分でないこともあって、その理解を深める足掛かりとして開発途上国の農村女性の全体的な概観を把握して、我が国の経験を開発途上国の農村女性に応用する際の留意点を明らかにするために実施することとした。

2. アンケート調査の内容

アンケート調査の内容は別表の通りである。

3. 調査方法

本アンケート調査は、開発途上国の農村で活躍している青年海外協力隊員（約100名）の協力を得て平成3年度に実施する。その整理・分析は平成4年度に行い、今後の検討に活用する。

各協力隊員には、「集落調査票」と「農家調査票」が配布される。

「集落調査票」は協力隊員が活躍している集落について（ただし複数の集落に係わっている場合は、同地域で平均的と思われる集落を1つ選んで）協力隊員に回答を記入して頂く。

「農家調査票」は、集落調査を行った集落内の平均的農家を3戸選んで、その農家の主婦に面接して聞き取り調査を行うものである。その際に、同じ農家に複数の主婦がいた場合には年齢の若い方の女性に、つまり、老夫婦の妻に対してではなく、若夫婦の妻に対して聞き取り調査を行う。

従って、回答数は、協力隊員1名につき、「集落調査票」が1部と「農家調査票」が3部となる。そして、全体としては、「集落調査票」が約100部と「農家調査票」が約300部となる計算である。

標本数として十分でないことや、調査票の内容も検討不十分の点もあるが、全体として開発途上国の農村女性の実態について一応の概観を把握することは可能と判断される。開発途上国の農村女性のアンケート調査は、その方法自体を今後とも深化させていくことが必要であり、そのきっかけを本調査が与えられれば幸だと考えている。

回収された調査票の分析に関しては、全体的な傾向は把握できるものと考えているほか、可能ならば次のように分類して比較検討することも期待している。

(1) 地域別の比較（アジア、中南米、アフリカ、中東）。

- (2) 国民所得水準による比較 (NIES、LDC、LLDC)。
- (3) 集落の地域的性格による比較 (畑作地域、水田作地域、牧畜地域、農山村地域、半農半漁地域)。
- (4) 宗教的性格による比較 (仏教圏、イスラム圏、キリスト教圏)。
- (5) 都市への距離による比較 (都市近郊、日帰り可能な範囲、日帰り不可能な範囲)。
- (6) 農家形態別の比較 (作物栽培中心、畜産中心、兼業農家)。
- (7) 家族形態別の比較 (夫方父母と同居、母方父母と同居、独立世帯)。

「開発途上諸国の農村女性の生産・生活状況
に関するアンケート調査」
農家調査票

国名 _____ 集落名 _____ 調査農家No. _____

I. 農家概況

Q1 : 同居者に○印をつけ、()内は人数を書いて下さい。世帯主には◎印をつけて下さい。

1. 夫の父 2. 夫の母 3. 妻の父 4. 妻の母 5. 夫 6. 妻 (回答者) 7. 男の子 (___人)
8. 女の子 (___人) 9. 他の同居者 (誰が何人 _____)

Q2 : 対象女性である妻 (回答者) とその配偶者 (夫) の現在の年齢と、結婚したときの年齢は何才ですか (具体的な答がえられない場合は何十才代の前半か後半か)。

現在 1. 妻 (___才) 2. 夫 (___才) 結婚時 1. 妻 (___才) 2. 夫 (___才)

Q3 : 1991年に、対象農家が作物栽培を行った総耕地面積と、耕地の数と、住んでいる家から各耕地までの平均的な距離。

総耕地面積 (_____ ha) 耕地数 (_____ カ所) 平均的距離 (_____ km)

II. 労働事情

(1. 農作業)

Q1 : あなた (回答者) の家で栽培している主な作物名を全てあげて下さい。そのうち、販売を目的に栽培している作物 (換金作物) には○印を付けて下さい。販売用でもあり、自給用でもある作物には◎印を付けて下さい。

Q 2 : どんな家畜を、どれだけ飼ってますか。また、乳や卵や成体の販売用に飼育している家畜には○印をつけて下さい。

1. 牛 (___ 頭) 2. 馬 (___ 頭) 3. 山羊 (___ 頭) 4. 豚 (___ 頭) 5. 鶏 (___ 羽)
6. 魚 (___ 匹) 7. その他 (何を何頭 _____) 8. 飼っていない

Q 3 : あなた (回答者) は、あなたの家の作物栽培や家畜飼育に携わっていますか。両方又は片方の作業に携わっていると答えた人は、その作物名及び家畜名を () 内に記し、Q 4 ~16の関連する質問にも回答して下さい。どちらの作業にも携わっていないと答えた人はQ17に進んで下さい。

- 作物栽培 1. いる (作物名 _____)
 2. いない
家畜飼育 1. いる (家畜名 _____)
 2. いない (両方いないと答えた人はQ17に進む。)

Q 4 : 次にあげる作物栽培での作業は家族の誰の仕事ですか。まず、主要な換金用作物と主要な自給用作物を選んで次の表の上部の () 内に作物名を記して下さい。次に、それぞれの作物の作業に関して、女性 (回答者) が主に携わっている場合は「主に女性の仕事」の欄に、男女が共同で作業している場合は「男女共同の仕事」の欄に○印を入れて下さい。男性が主に携わっている場合には、何も書き込まないで下さい。その作物について男女ともそのような作業はしない場合 (例えば、畑作で移植を行わないような場合) は「男女共同の仕事」の欄に×印を入れて下さい。最後に、その作業を回答者が子供の時から行っていた場合は「子供時代からの仕事」の欄に○印を入れて下さい。

	主な換金用作物名 ()			主な自給用作物名 ()		
	主に女性の仕事	男女共同の仕事	子供時代からの仕事	主に女性の仕事	男女共同の仕事	子供時代からの仕事
a. 耕起						
b. 品種の決定						
c. 播種						
d. 移植・田植え						
e. 灌水						
f. 除草						
g. 施肥						
h. 収穫						
i. 収穫物の輸送						
j. 収穫後の加工						
k. 収穫物の販売						
l. 貯蔵						
m. 農機具の運転						
n. 作業計画						

Q 5 : 次の頁にあげる家畜飼育での作業は家族の誰の仕事ですか。まず、主要な家畜名を記し、次に、それに関して女性（回答者）が主に携わっている場合、男女が共同で行っている場合についてそれぞれの該当欄に○印を入れて下さい。男性が主に携わっている場合には、何も書き込まないで下さい。その作物について男女ともそのような作業はしない場合（例えば、鶏の飼育での放牧のような場合）は「男女共同の仕事」の欄に×印を入れて下さい。そして、その作業を回答者が子供の時から行っていた場合については○印をその該当欄に入れて下さい。

家畜名 ()	主に女性の仕事	男女共同の仕事	子供時代からの仕事
a. 家畜の出産			
b. 餌の収集			
c. 給餌			
d. 給水			
e. 家畜小屋掃除			
f. 放牧			
g. 搾乳・卵集め			
h. 購入・販売			
i. 家畜衛生			

Q 6 : 作物栽培及び家畜飼育で、回答者が担当している仕事で一番重労働なのは何ですか。

作物栽培 (_____) 家畜飼育 (_____)

Q 7 : その日に家族の誰がどんな農作業をするかは、誰が決めますか。

1. 回答者の夫 2. 自分が何をするかは各自が決める 3. その他 (具体的に _____)

Q 8 : 年間の農作業計画に回答者も参加していますか。

作物栽培 1. いる 2. いない 家畜飼育 1. いる 2. いない

Q 9 : 農作業の改善経験はありますか。

1. ある (具体的に _____) 2. ない

Q 10 : 上記の質問にあると答えた人に質問します。その改善を指導したのは誰ですか。

1. 普及員 2. 先進農家 3. 回答者の夫 4. その他 (具体的に _____)

Q 11 : 農業技術に関する情報は何で得ますか。

1. 普及員 2. 隣近所 3. ラジオ 4. その他 (具体的に _____)

Q 12 : 普及員の訪問回数ほどの位ですか。

1. 週1回 2. 月1回 3. 訪問してこない 4. その他 (具体的に _____)

Q 13 : 普及員から女性にとって役に立つ指導を受けたことがありますか。

1. ない 2. ある (具体的に _____)

(2. 時間配分)

Q14 : 農作業で忙しい月 (農繁期) に全て○印を、最も忙しい月に◎を付けて下さい。

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

Q15 : 最も忙しい月について、回答者の1日の大体の時間配分を、午前の時間配分の記入例を参考にして、下の図に書き込んで下さい。その際、a. 起床時間、b. 就寝時間、c. 調理時間、d. 食事時間、e. 作物栽培作業時間、f. 家畜飼育作業時間、g. 調理以外の家事労働時間、h. 余暇・休憩時間が分かるように、記入例のようにa~hの記号で内訳を示して下さい。

午前	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
時間配分の記入例						a	← c →	d	h	f	← e →	c	d
午前	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
午後	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	0

Q16 : 農閑期はどのように過ごしてますか。外に仕事に出ると答えた人はQ18に進んで下さい。

1. 農繁期の準備 2. 外に仕事に出る (Q18に進む) 3. その他 (具体的に _____)

(3. 被雇用労働)

Q17 : あなた (回答者) は外に働きに出たことがありますか。あると答えた人は続けてQ18~22にも回答して下さい。ないと答えた人はQ27に進んで下さい。

1. ある 2. ない (Q27に進む)

Q18：どんな雇用形態ですか。

1. 常勤
2. 臨時雇い（ほぼ毎日の労働）
3. 季節労働
4. その他（具体的に_____）

Q19：雇用先はどんなところですか。

1. 工場（製造品目_____）
2. 商店（何の店ですか_____）
3. 農家
4. その他（具体的に_____）

Q20：雇用先はどこにありますか。

1. 同一集落内
2. 別の集落
3. 近くの都市
4. その他（具体的に_____）

Q21：どんな支払形態ですか。

1. 月給
2. 週給
3. 日給
4. 現物支給
5. その他（具体的に_____）

Q22：あなた（回答者）の家では、農業収入と農外収入とどちらが多いですか。

1. 農業収入のほうが多い
2. 農外収入のほうが多い
3. 同じ位
4. わからない

（4. 農家経済）

Q23：自分の分担の農作業や、外に仕事に出ることなどによって、回答者に独自の（回答者自身の労働によって得られた夫とは別の）収入源がありますか。あると答えた人は続けてQ24～26にも答えて下さい。ないと答えた人はQ27に進んで下さい。

1. ある
2. ない（Q27に進む）

Q24：独自の収入源があると答えた人に質問します。あなた（回答者）はそれを自分で自由に使えますか。

1. 全部自分で使える
2. 一部自分で使える
3. 自分では使えない

Q25：独自の収入を自分で使える場合、何に使いますか。

1. 食品 2. 自分の衣服 3. 子供の衣服 4. その他（具体的に_____）

Q26：あなた（回答者）が農作業に携わっていて、あなたが使っている農機具が壊れた場合、農機具の更新や修理への支出は、あなた自身で決定できますか。

1. できる 2. 夫に相談しなければならない 3. その他（具体的に_____）

Q27：家族全体の家計に関して、何に支出するかについて夫から相談を受けますか。

1. 受けない 2. 全てについて受ける 3. 使い道によっては受ける（具体的に_____）
4. その他（具体的に_____）

Q28：生活費が1カ月にどの位かかるか知っていますか。

1. 知っている 2. 部分的に知っている 3. 知らない

Q29：収入が増えたら何に使いたいですか。

1. 食品 2. 子供の教育費 3. 自分の衣服 4. その他（具体的に_____）

（5. 家事労働）

Q30：飲み水はどんな方法で確保していますか。

1. 川や泉等から運ぶ 2. 共同井戸 3. 自家井戸 4. 天水 5. その他（具体的に_____）

Q31：家の外から飲み水を運搬している場合、誰が、どの位の時間で運んでいますか。

運ぶ人 1. 回答者 2. 回答者の夫 3. 男の子 4. 女の子 5. その他（具体的に_____）

運ぶ時間 1. 30分以内 2. 1時間 3. 2時間 4. 3時間 5. その他（具体的に_____時間）

Q32 : 燃料は何を使っていますか。

1. たきぎ 2. 農業副産物 (糠穀等) 3. 家畜の糞 4. その他 (具体的に _____)

Q33 : 家の外で燃料を集めてくる場合、誰が、どの位の時間で集めていますか。

担当者 1. 回答者 2. 回答者の夫 3. 男の子 4. 女の子 5. その他 (具体的に _____)

収集時間 1. 30分以内 2. 1時間 3. 2時間 4. 3時間 5. その他 (具体的に _____ 時間)

Q34 : かまどの火の調節をどんな姿勢で行っていますか。

1. 座って 2. 中腰 3. 立って 4. その他 (具体的に _____)

Q35 : あなた (回答者) の家事労働で1番重労働なのは何ですか。

Q36 : 家事の改善経験はありますか。

1. ある (具体的に _____) 2. ない

Q37 : Q36にあると答えた人に質問します。その改善を指導したのは誰ですか。

1. 普及員 2. 回答者自身 3. その他 (具体的に _____)

Q38 : 家事に関する事で、改善したいのは何ですか。

1. かまど 2. 飲料水 3. その他 (具体的に _____)

Ⅲ. 生活

(1. 食生活)

Q 1 : 調理する場所 (台所) はどんな所にありますか。

1. 家の中の土間 2. 家の中の床の上 3. 中庭 4. その他 (具体的に _____)

Q 2 : 主食は何ですか。それを1カ月にどの位食べますか。食べる量がわからない場合は?印を (_ kg) 内に書いて下さい。

- 主食名 _____ 消費量 1. 成人男性 (_____ kg) 2. 成人女性 (_____ kg)
3. 男の子 (_____ kg) 4. 女の子 (_____ kg)

Q 3 : 家族が食べる全食品のうち、自給食品はどの位の割合ですか。

1. ほとんど全て 2. 半分くらい 3. 半分以下

Q 4 : 自給食品でないものとは、どんな食品ですか。該当するもの全てに○印を付けて下さい。

1. 肉 2. 魚 3. 香辛料 4. 食用油 5. 野菜 6. その他 (具体的に _____)

Q 5 : 自給食品でないものを入手する場合、最も多い方法は何ですか。

1. 物々交換 2. 労働に対する報酬 3. 市場で購入 4. その他 (具体的に _____)

Q 6 : 蛋白質は主に何でとりますか。

1. 肉類 2. 魚介類 3. 卵 4. 豆類 5. 乳製品 6. その他 (具体的に _____)

Q 7 : それはどの程度の頻度で食べてますか。

1. 毎日 2. 3日に1度 3. 1週間に1度 4. 10日に1度 5. その他 (具体的に _____)

Q 8 : 栄養との関連で、もっと必要だと思うのは何ですか。

1. 主食 2. 野菜 3. 果物 4. 肉 5. 魚 6. 乳製品 7. その他 (具体的に _____)

(2. 出産・育児・教育 : Q 9 ~ 22 は子供のある人にだけ質問して下さい。
子供のない人に対しては Q 23 から質問して下さい。)

Q 9 : 妊娠時にどんな注意をしていましたか。

1. 無理な仕事はしない 2. 十分に栄養をとる 3. 特に注意しない
4. 何か食品を禁止する (具体的に _____) 5. その他 (具体的に _____)

Q 10 : 一番最近の子供 (末っ子) をどこで出産しましたか。

1. 自宅 2. 病院 3. その他 (具体的に _____)

Q 11 : 一番最近の子供 (末っ子) の出産時に手助けしてくれた人は誰ですか。

1. 医師 2. 助産婦 3. 身内の年配女性 4. 1人で生んだ 5. その他 (具体的に _____)

Q 12 : 一番最近の子供 (末っ子) の出産後に休養をとりましたか。

1. とらない 2. 3日以内 3. 1週間以内 4. 10日以内 5. その他 (具体的に _____ 日間)

Q 13 : 平均して授乳期間はどの位ですか。

1. 10カ月 2. 15カ月 3. 20カ月以上

Q 14 : 乳幼児の世話は誰がしますか。

1. 乳幼児の母 (回答者) 2. 乳幼児の姉 3. 乳幼児の兄 4. その他 (具体的に _____)

Q15：妊娠した子供は、皆無事に生めましたか。

1. 生めなかった 2. 生めた

Q16：全部で何人出産しましたか。

1. 男の子（ _____人） 1. 女の子（ _____人）

Q17：生んだ子供は皆丈夫に育っていますか。

1. いる 2. 病弱な子供や障害を持つ子供がいる 3. 亡くなった子供がいる

Q18：家族計画を知っていますか。

1. 聞いたことがない 2. 聞いたことはあるが実行していない 3. 実行している

Q19：子供の躾や教育について最も強い発言者は誰ですか。

1. 回答者 2. 回答者の夫 3. その他（具体的に _____）

Q20：農作業や家事を手伝い始める年齢。

- 農作業（1. 男子 _____才 2. 女子 _____才） 家事（1. 男子 _____才 2. 女子 _____才）

Q21：誰が子供に農作業や家事を指導しますか。

1. 農作業（ _____） 2. 家事（ _____） 3. 別に決まっていない

(3. 衛生)

Q22 : 家族で病人がでた時はどうしますか。

1. 薬草 2. 祈禱師 3. 売薬 4. 病院 5. その他 (具体的に _____)

Q23 : 蚊はどうやって防いでいますか。

1. 煙 2. 薬品 3. 家の近くの草刈り 4. 何もしない 5. その他 (具体的に _____)

Q24 : トイレはどんな所にありますか。

1. 家の中 2. 家の外で家に隣接した場所 3. 家の外で家から10m以内の範囲
4. 家から10m以上離れた場所 5. ない 6. その他 (具体的に _____)

Q25 : トイレの様式はどんなですか。

1. 溜め置き式 2. 川等に流す 3. その他 (具体的に _____)

Q26 : 衛生の改善経験はありますか。

1. ある (具体的に _____) 2. ない

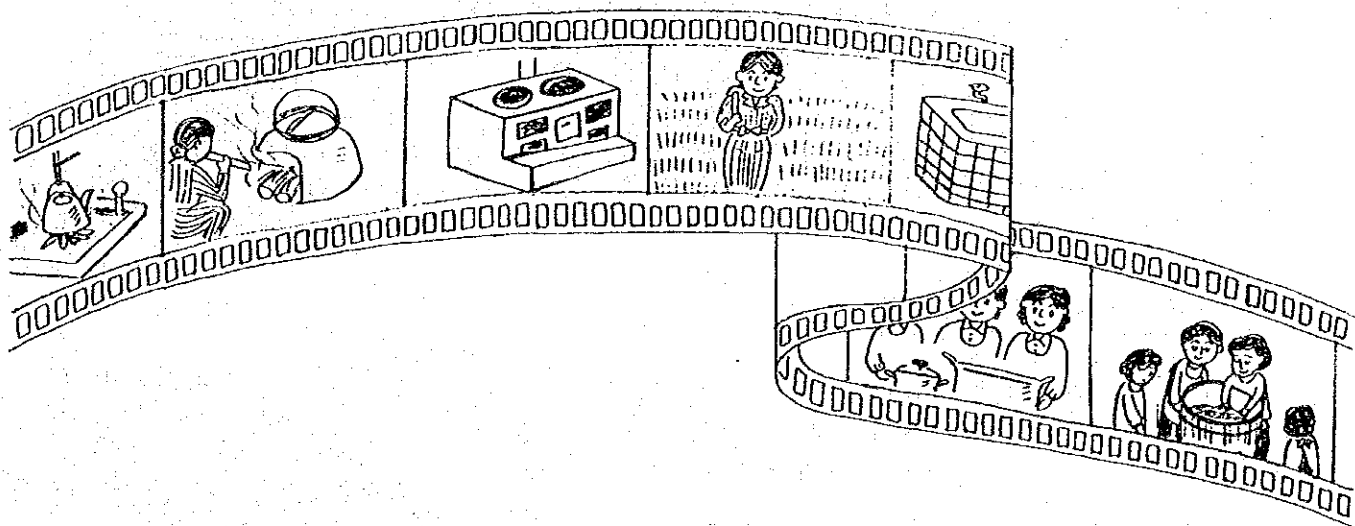
Q27 : Q26であると答えた人に質問します。それは誰に指導されましたか。

1. 保健婦 2. 医師 3. 隣近所 4. その他 (具体的に _____)

御協力どうもありがとうございました。

時代の变迁 と 生活改善活動

～昭和20・30年代～



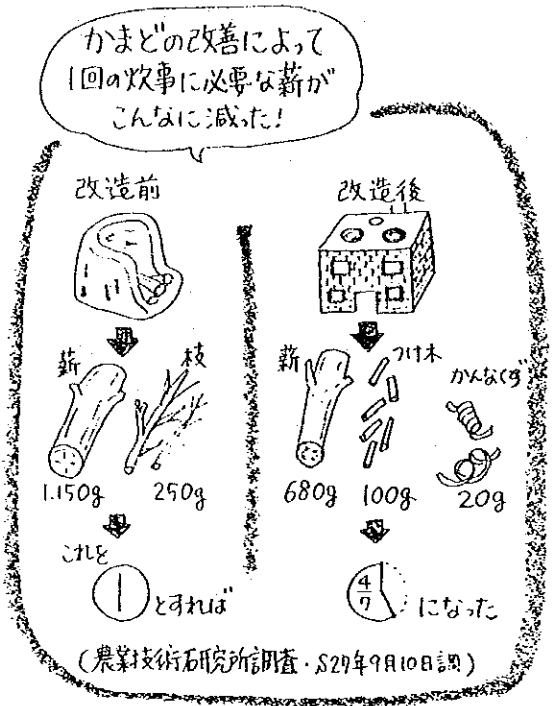
台所改善から次々と広がった生活改善活動

● かまど改善

農家の主婦たちの暮らしをもっと楽にするために、生活改善ではまず「家事労働の効率化と無駄の排除」に目を向けた。改善の突破口となったのが「かまど」だった。

当時はまだ「いろいろ」も多く、座り立ったりの煮炊きが大変だった。また、当時の「くどくど（かまど）」は、燃料である薪の使用量が多く、煙によるトラコーマの発症等があった。

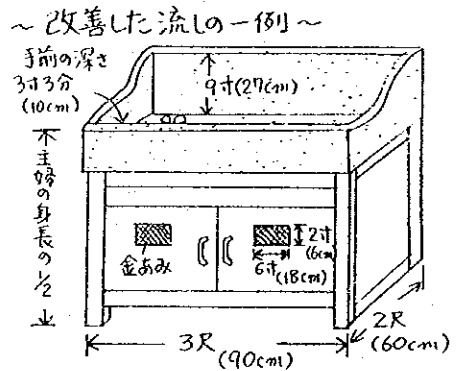
改善の過程では、方角・迷信・嫁の立場等種々の問題がからみ、かまど改善から、家族の人間関係・慣習改善まで発展し、時代の脚光をあびた活動だった。



● すわり流しを立ち流しに

床の上に足の踏み場もない程、まる板、鍋、食器類を慢然と置いて調理をする事は、不衛生なだけでなく、作業姿勢も悪い状態だった。作業は中腰姿勢や前かがみ姿勢が多く、腰が痛い等の障害が出てきた。

生活改良普及員は、すわり流しを立ち流しへと改善し、台所の衛生管理の指導にもつとめた。



● 農繁期の食生活改善

戦後昭和20年代の食生活は、白飯とみそ汁があれば良いと考えられていた時代だったので、一般に料理法は従来の煮物等が中心だった。

農繁期の健康を守るために、農繁期の食生活改善に力を入れ、油料理や保存食の普及を促した。講習会の参加者は、副食の充実の必要性を知り、食生活向上への関心が高まっていった。中でも保存食(ふりかけ、すまめの切漬、野菜や果実のびん詰め等)は、大いに利用された。



昭和

20年代

(1945年～1954年)

● 社会の動き ●

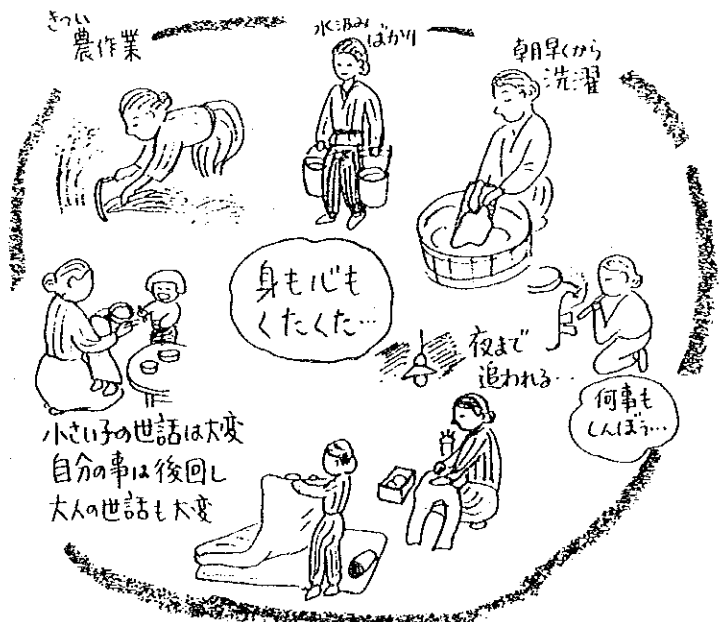
- 昭和20年 広島・長崎に原爆
日本降伏
第二次世界大戦終わる
農林省復活
第一次農地改革
- 21年 天皇人間宣言
第二次農地改革
- 22年 新憲法の施行
農協法の公布
保温折衷苗代の開発
- 23年 農業改良助長法公布
- 24年 米価審議会の設置
- 25年 朝鮮戦争始まる
農地改革完了
- 26年 農業委員会法の公布
FAOへ加盟
- 27年 麦の統制撤廃
農地法の公布
- 28年 第1回生活改善フェア全国大会
農林漁業金融公庫設置
テレビ放送開始
学校給食開始
- 29年 ガットへ加盟

『空腹の時代』

敗戦後、耕地は荒れ、肥料や資材の不足のために食糧生産は思うように進まず、国民の食糧確保が最大の課題になった。米や砂糖、魚まで、ほとんどの食品が配給制で、買い出し列車が農村と都市を結んでいた20年代前半。農家も飢餓状態の中で発足した普及事業は、農家と共に食糧増産に努めた。

重労働と我慢の農家の主婦たち

その頃の農村は、封建的な因習や家父長制的家族制度が残っており、特に嫁は労働者であっても平等な人間関係の中に位置づけられておらず、物が自由に買えない、病気になるでも充分休養できない、発言権がない等の問題があった。婦人の地位は極めて低く、我慢・忍従の生活を強いられていた。農家の主婦は、重労働の農作業のほかに、手間がかかる自給自足に頼る家事をやらなくてはならなかった。当時は家族数も多く、大変だった。とくに炊事は薪や炭を燃料とし、井戸や川の水を汲みあげ、低い流しで洗いものをしていた。



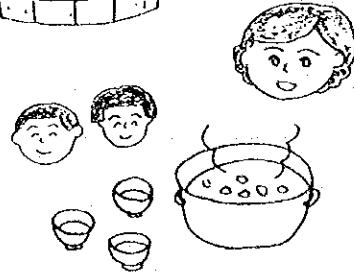
●強化みそづくり

農繁期の食生活改善と同時に、日常食の中で毎日のみそ汁に着眼し、みそに栄養の強化をすれば自然に栄養が摂れると、いうことで、カルシウム強化みその普及につとめることになった。

カルシウム強化みそは、それまでの伝統的なみそと比べ、麹を多く入れた上に塩を減らし、カルシウムを添加し、仕込み期間を短縮する等、一大革命だった。特にお年寄りのいる家庭では、なかなか思いきれない状態だった。しかし、このみそづくりを成功させた経験が農家の主婦の誇りとなり、食生活改善の突破口の役割を果たした。



手軽においしいみそが作れて、自信ができました!



●生活改善実行グループ活動の芽生え

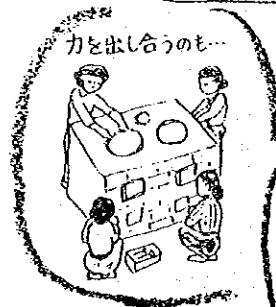
過重労働の水汲みから解放されるために、婦人たちは水道設置に意欲をもって立ち上った。持ち合わせの資金がないので、一日一個の卵貯金を始めた地域もある。しかし、わずかな資金では、水道設置の実現への道は遠く、婦人たちは一大奮起して村や議会へ働きかける動きが、各地で起こった。婦人たちの団結力と行動力により、水道が次々と設置され、婦人たちにとって、大きな自信へとつながった。

20年代後半から、同じ目的をもった隣り近所の人達が集まり、生活改善実行グループが結成されはじめ、年ごとに学習施設の輪は広がっていった。共同炊事も実施されはじめ、家事作業の軽減や食生活の向上等に役立った。

夫や家族の説得、場所の確保、資金の調達等、区や役場への交渉も経験し、共同の力による問題解決の自信をつけていった。

講習会を通して得られた様々な生活技術は、単に暮らしを合理化するだけでなく、嫁や主婦の地位を向上させ、次第に「ものが言える女性」へと変わっていった。

一人でできないことも
みんなですれば、
大きな成果が生まれます!



生活改良普及員の活動(昭和20年代)

●重点目標

「生活の合理化」
「考える農民の育成」

●普及指導の対象
と普及方法

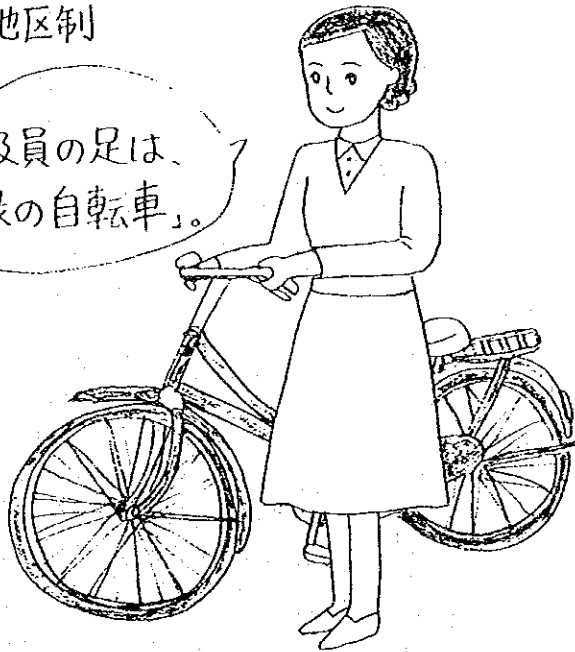
主として個別農家



個別技術の
戸別巡回指導

小地区制

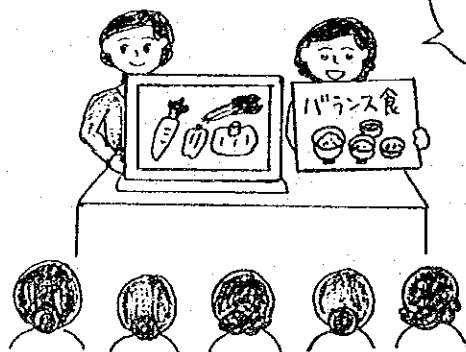
普及員の足は、
「緑の自転車」。



●重点指導内容

- ・衣生活…改良作業衣づくり、下着の改良、家庭着や子供の遊ぶ着の改良、緬羊を飼育し衣生活を豊かに、布団・夜具の改良。
- ・食生活…保存食づくり、農繁期の共同炊事、緑黄色野菜の計画的な作りつけ、強化みそづくり、栄養的な食事づくり。
- ・住生活…かまど及び台所の改善、給水設備の改善、太陽熱利用天日タンクの設置、便所の改善。
- ・保健衛生…蚊・ハエの駆除、布団干しの実行、レクリエーションの実施、手洗いの励行、水の消毒及び簡易水道の設置。
- ・家庭管理…家計簿の記帳、貯金・無尽の実施、定刻集会上手な活用、日用品の共同購入。
- ・育 児…農繁期の託児所設置。

紙芝居を使っ
ての指導は、好評!



昭和
30年代
(1955年~1964年)

『高度経済成長時代』

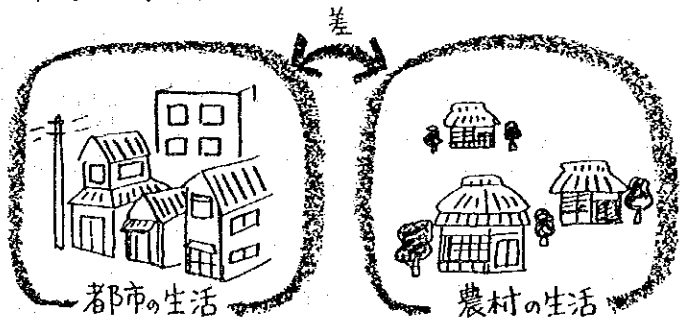
戦後10年を経て、生活は安定し、世の中も落ちついてきた時期。工業生産が急速に発展。あらゆる分野で技術革新が進み、農業も手労働から徐々に解放されていった。生産手段の充実により、生産量も伸びてきた。しかし、農業の機械化によって節約できた労働力を、農業の規模拡大や農外労働にあてる方向へと進んだ。

● 社会の動き ●

- 昭和30年 米の事前売り渡し申し込み制
3種の神器(テレビ、電気洗濯機、電気冷蔵庫)
- 31年 農林水産技術会議の設置
経済白書(もはや戦後ではない)
- 32年 日本の国連加盟
EEC条約調印
農林白書(5つの赤信号)
- 33年 一万円札発行
東京タワー竣工
- 34年 メートル法の実施
伊勢湾台風
- 35年 農林水産物12品目を自由化
国民所得倍增計画閣議決定
NHKカラーテレビ放送開始
インスタント時代(コーヒー、即席ラーメン)
- 36年 農業基本法の公布
- 37年 農業構造改善事業開始
流行語「三ちゃん農業」
(じいちゃん、ばあちゃん、かあちゃん)
- 38年 砂糖・バナナ自由化
兼業農家数全農家の40%突破
- 39年 生活改善が全国連絡研究会
農業改良資金に生活改善資金追加
東海道新幹線開業
東京オリンピック

都市生活と農村生活の格差拡大

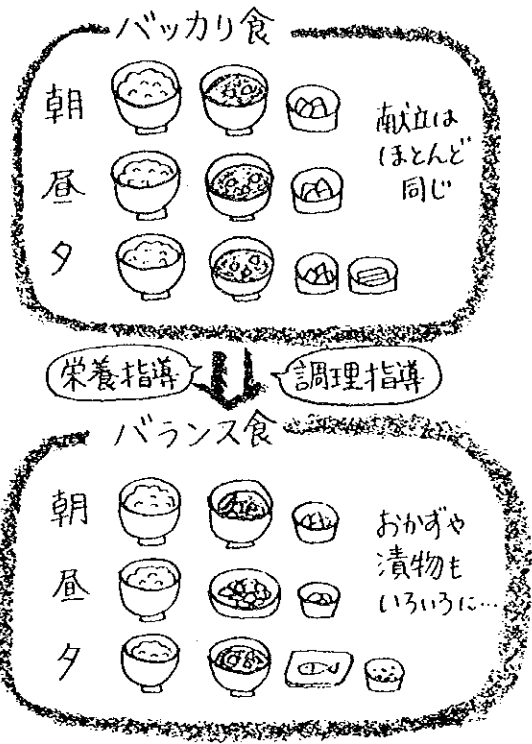
昭和30年には、農業生産が戦前の水準を上回るほどになるが、急速に増えた工業製品の輸出と引きかえに、食糧の輸入量が増えていった。それに比例して農業所得の増加が次第に緩やかになってしまった。一方、自給経済の色彩が濃厚だった農家の家計は、物資の出回りとともに自給が減り、現金支出が増大した。3種の神器(テレビ・電気洗濯機・電気冷蔵庫)に代表される耐久消費財の導入、プロパンガスや灯油の使用、既製服の利用、食料・嗜好品の購入、進学率の上昇などが顕著になったからである。農業所得が鈍化した専業的農家では、新製品の購入も、他産業従事者家庭より遅れがちで、都市生活と農村生活の格差は是正が普及事業の大きな課題となった。当時、生活水準は主として経済指標で測定しており、昭和35年度の農家所得は全都市勤労者世帯の84%、世帯員1人当たりでは64%であった。



生活改善実行グループ育成と共に普及した生活技術

● バッカリ食からバランス食へ

農家の暮らしも一応安定した30年代、
 当時の生活改良普及員の活動が、多
 当家族の健康増進に閉するものが、一
 多く取り上げられた。中でも、食偏重の
 食生活をいかにバランスのとれた生活
 へ導くか、重点がおかれた。具体的には
 6つの基礎食品を中心とした栄養食の普
 及、緑黄色野菜・油・卵の摂り方の工夫、
 調理器具の充実や新しい調理方法の普及
 である。
 それらの課題が発展して寝具、作業衣
 の改善、台所や住まい全般の改善へと広
 がり、健康生活の推進に結びついていっ
 た。
 その中で、嫁の地位はまだ低く、
 地域の古い慣習や迷信の中で不合理に
 づきながらも、個人ではどうする事も
 できない状態から生活改善実行グループ活
 動をとおして、共同の力で生活の近代化
 が芽生えてきた。



● 広がった共同炊事

農繁期が終ると、必ず体重は減り、歯
 痛や胃腸障害をおこす人が多しから、
 栄養確保のため炊事作業、家事作業の普
 軽減を目指して、農繁期の共同炊事が普
 及した。
 グループによっては独立した衛生的な
 炊事場を確保したところもあり、意欲的
 に取り組んだ。
 普及所の対応としては、共同炊事を通
 じて農家個々の暮らしの改善を回り
 ながら、生活の共同化など手段に、地
 域の連帯による健康づくりの輪を広げ
 こ炊事担当者の研修会を開催し、設
 備改善、技術などの寄る
 指導をした。野菜も共同炊事に持
 のみ、計画的に栽培するようになった。
 ので、共同加工した。

農繁期共同炊事による主婦の一日の時間の変化

Before	After
明日の食事準備	子供の世話
炊事	食事
食事	洗濯・家前世話
洗濯・家前世話	お茶休み
お茶休み	入浴
入浴	睡眠
睡眠	睡眠
農作業	農作業

(長野県普及職員協議会生活部会よかぜ会発行)
 「みびりのむらに暮らさず」より 板井

その結果、主婦の生活時間の配分にも変化がみられるようになった。子供の世話、午睡、睡眠時間も多くなった。グループ変牛員、仲間意識も、一つの釜のものを食べ一層親密になり、やればできるという自信をもてたことは、大きな収穫だった。



●衣生活の改善

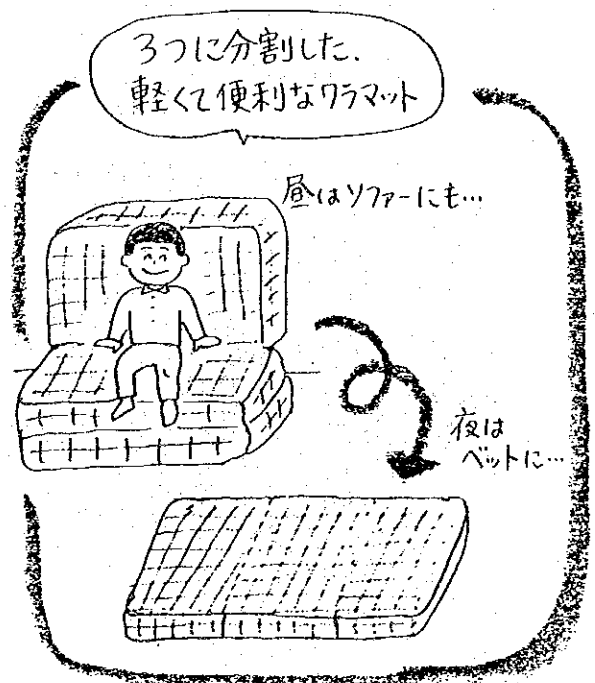
食料難も次第に緩和され、生活が向いてくると、今までの生活に目が向かなくなり、高価な洋服もかかや、常に身に付けている。特に必要性の高い作業衣の活動し、洋服式にした。人達、便利になった。人という人が多く、これには、大勢の人たちが解決した。

食生活が向いてくると、今までの生活に目が向かなくなり、高価な洋服もかかや、常に身に付けている。特に必要性の高い作業衣の活動し、洋服式にした。人達、便利になった。人という人が多く、これには、大勢の人たちが解決した。



●寝具の改善

農家では、一般的に北側の寒い部屋を寝室として、南側の暖かな部屋へ寝室を移動する。同時に、すべ布団からワラマット作りが普及され始めた。持ち運びは不可能で、敷きっぱなしにしてその上に綿の布団を敷いて利用した。保温力はあったが、非衛生的で、手入れが大変だった。そこで、持ち運べるようにワラマットを分割した。ワラマットの解消を目的とした寝具改善の後、繊維わたの布団作りも広がった。



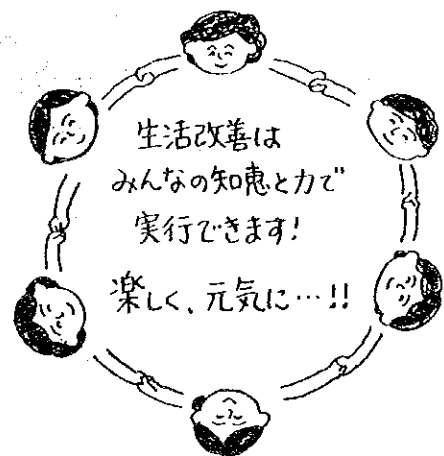
●進んだ住宅改善

30年代になると、各地方で、次々と生活改善の動きが起きました。このころは、戦後の復興期で、物資が乏しく、生活は苦しいものでした。しかし、政府は生活改善を推進し、住宅の改良や衛生設備の整備を進めました。この結果、住宅の質が向上し、生活環境が良くなりました。また、水道の普及や電気の導入も進み、生活が便利になりました。このように、生活改善は、人々の生活を豊かにし、健康な生活を送るための重要な取り組みです。



●効率的な暮らしを求めて

35年、所得倍増政策が打ち出され、高度経済成長期に入ると、農業は急激に縮小し、農村の人口も減少しました。この結果、農村の労働力が不足し、農村の発展が停滞しました。また、農村の生活環境も悪化し、農村の生活が苦しくなりました。このように、農村の生活は、高度経済成長期に大きく変化したのです。この変化は、農村の生活に大きな影響を与えました。農村の生活は、高度経済成長期に大きく変化したのです。農村の生活は、高度経済成長期に大きく変化したのです。農村の生活は、高度経済成長期に大きく変化したのです。



生活改良普及員の活動(昭和30年代)

● 重点目標

「農家生活のよりよい状態」
「生活に対するよりよい態度」

● 普及指導の対象
と普及方法

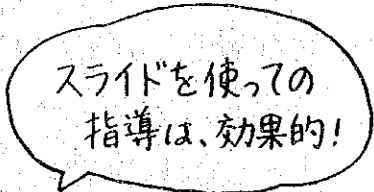
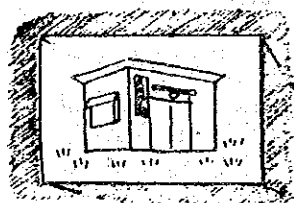
個別農家及び
生活改善実行グループ



グループ育成と
地域濃密指導
中地区制

● 重点指導内容

- ・衣生活…機能的・清潔・安全な被服の着用、被服の整理、寝具の必要数の確保。
- ・食生活…栄養的な食事づくり、スピード料理づくり、共同炊事の実施。
- ・住生活…台所・便所・風呂場の改善、寝室の改善、能率的設備の導入(熱源等)。
- ・家庭管理…家事作業の省力化、労働配分の適正化、無駄と無理のない働き方、計画的な生活の実行、消費攻勢に対する家計運営方法。
- ・育児…共同保育所の設置。



<参考文献>

- ・「よりよいくらしの原点を求めて - 農家農村生活便覧」

(農家農村生活問題研究会・編集
創造書房・発行

- ・「図説 農家の生活改善」

(農林省改良局生活改善課・編集
朝倉書店・発行

- ・「みどりのむらに輝きを」

(長野県普及職員協議会生活部会とよかせ会
編集発行

- ・「農山漁村の生活コンサルタント 生活改良普及員」

(静岡県農林水産部農業技術課
編集発行

付属資料3. 農村生活改善のための女性の技術向上検討委員会の設置・運営要領

1991年10月1日

(株)国際農林業協力協会

1. 目的

「農村生活改善のための女性の技術向上検討事業実施要領」に基づき開発途上国における農村生活改善のための女性の技術向上促進方策、我が国の今後の技術協力のあり方等についての調査検討を円滑かつ効果的に行うため、(株)国際農林業協力協会（以下「協会」という。）内に「農村生活改善のための女性の技術向上検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置することとし、その運営について定めるものとする。

2. 検討委員会の構成

- (1) 検討委員会の委員は、農業技術普及、農村生活改善、開発途上国の農業・農村開発問題等に関し、知識経験を有する学識経験者、専門家及び協会の技術参与をもって構成する。
- (2) 検討委員会の委員は、協会の会長が委嘱する。
- (3) 検討委員会の下に、実務者をもって構成するワーキング・グループを設置する。

3. 検討委員会の開催

- (1) 検討委員会は、年間3回程度開催する。
- (2) 検討委員会は、事務局長が招集する。

4. 検討委員会の業務

検討委員会は、次の業務を行うものとする。

- (1) 調査検討計画に対する技術的助言及び指導
- (2) 調査検討結果に対する技術的助言及び指導
- (3) 調査検討結果のとりまとめに関する技術的助言及び指導
- (4) その他検討事業の実施に関する基本的事項に関する技術的助言及び指導

5. ワーキング・グループの設置・運営

(1) ワーキング・グループの構成

- 1) ワーキング・グループのメンバーは、農業技術普及、農村生活改善、開発途上国の農業・農村開発問題等に精通した実務者をもって構成する。
- 2) ワーキング・グループのメンバーは協会の会長が委嘱する。

(2) ワーキング・グループの開催

- 1) ワーキング・グループの会合は、年6回程度開催する。

- 2) ワーキング・グループの会合は、事務局長が招集する。
- (3) ワーキング・グループの業務
ワーキング・グループは、次の業務を行うものとする。
 - 1) 日本の農業普及事業及び生活改善事業の経験（制度、技術等）の調査、分析、整理（関係資料の収集を含む。）
 - 2) 国際機関及び先進国の女性を対象とした農業・農村生活に係わる技術協力プロジェクトに関する資料の収集整理及び協力内容の分析検討
 - 3) 開発途上国における農業・農村生活における女性の関与の実態分析（別途実施JICA基礎調査結果から）
 - 4) 現在実施中技術協力プロジェクト等からの農業・農村生活における女性の関与の実態に関する情報の収集整理
 - 5) 開発途上国における農村生活改善のための女性の技術向上促進方策及び関連事項の調査、検討
 - 6) 上記の結果を踏まえた、今後の我が国の技術協力の内容、プロジェクト形成の手順及び協力にあたって我が国が事前に措置すべき事項等の検討
 - 7) 調査検討結果のとりまとめ

6. その他

その他、検討委員会の運営に関しこれにより難しい場合は、必要に応じ別途会長が定めるところによるものとする。

「農村生活改善のための女性の技術向上検討事業」第1年度委員名簿

検討委員会委員

安孫子智恵	元農林水産省生活改善技術研修館長 /
○紙谷 貢	東京農業大学教授
菊地 京子	津田塾大学助教授
品田 正道	元農林水産省普及部長
田中由美子	JICA国際協力専門員
中島 昭	元岩手県遠野農業改良普及所長
藤田 雅子	文京大学教授
本橋 馨	JICA専門技術嘱託

ワーキング・グループ委員

安倍 澄子	(社)農村生活総合研究センター研究員
○加藤貴志江	元岐阜県生活改善関係専門技術員
加藤 成一	(財)日本システム開発研究所海外プロジェクト室長
金子 裕子	静岡県中遠農業普及所生活関係改良普及員
吉野 馨子	JICAジュニア専門員

(以上五十音順。○印は各座長を示す。)

本報告書執筆者名簿

I	紙谷 貢	(検討委員会)
II	1. 安孫子智恵	(検討委員会)
	2. 加藤 成一	(ワーキング・グループ)
	3. 加藤貴志江	(ワーキング・グループ)
III	1～2. 田中由美子	(検討委員会)
	3～5. 大森 廣寿	(国際農林業協力協会調査嘱託)
	6～7. 吉野 馨子	(ワーキング・グループ)
	8. 大森 廣寿	(国際農林業協力協会調査嘱託)
付属資料 1. 国際農林業協力協会事務局		
	2. 金子 裕子	(ワーキング・グループ)
	3. 国際農林業協力協会事務局	

